

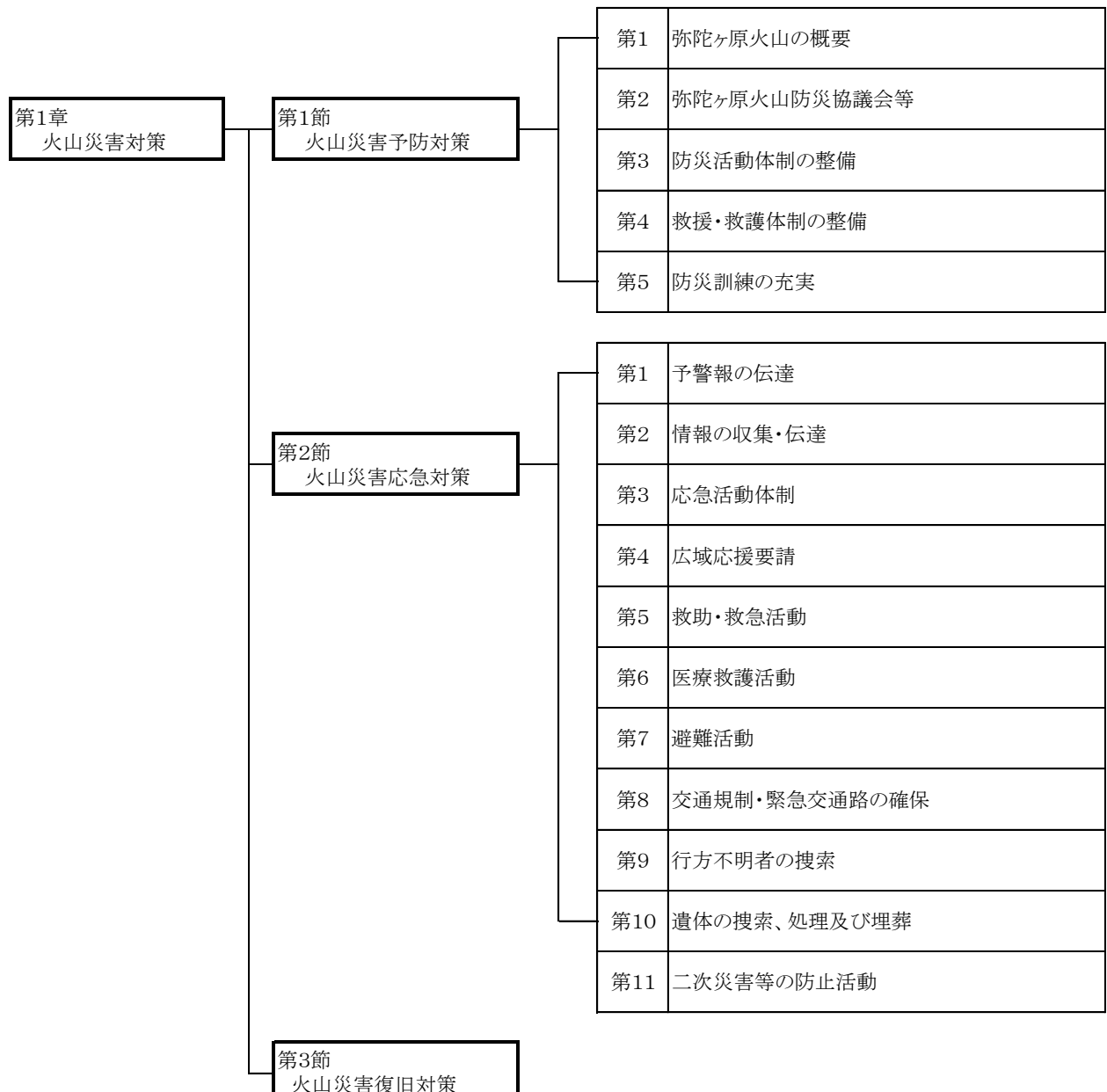
個別災害編

第1章 火山災害対策

本章では、活火山である弥陀ヶ原火山において、噴火等の火山現象に伴う被害を防止し、又は最小限にとどめるため、火山災害の特性を踏まえ、防災関係機関がとるべき対策を定める。

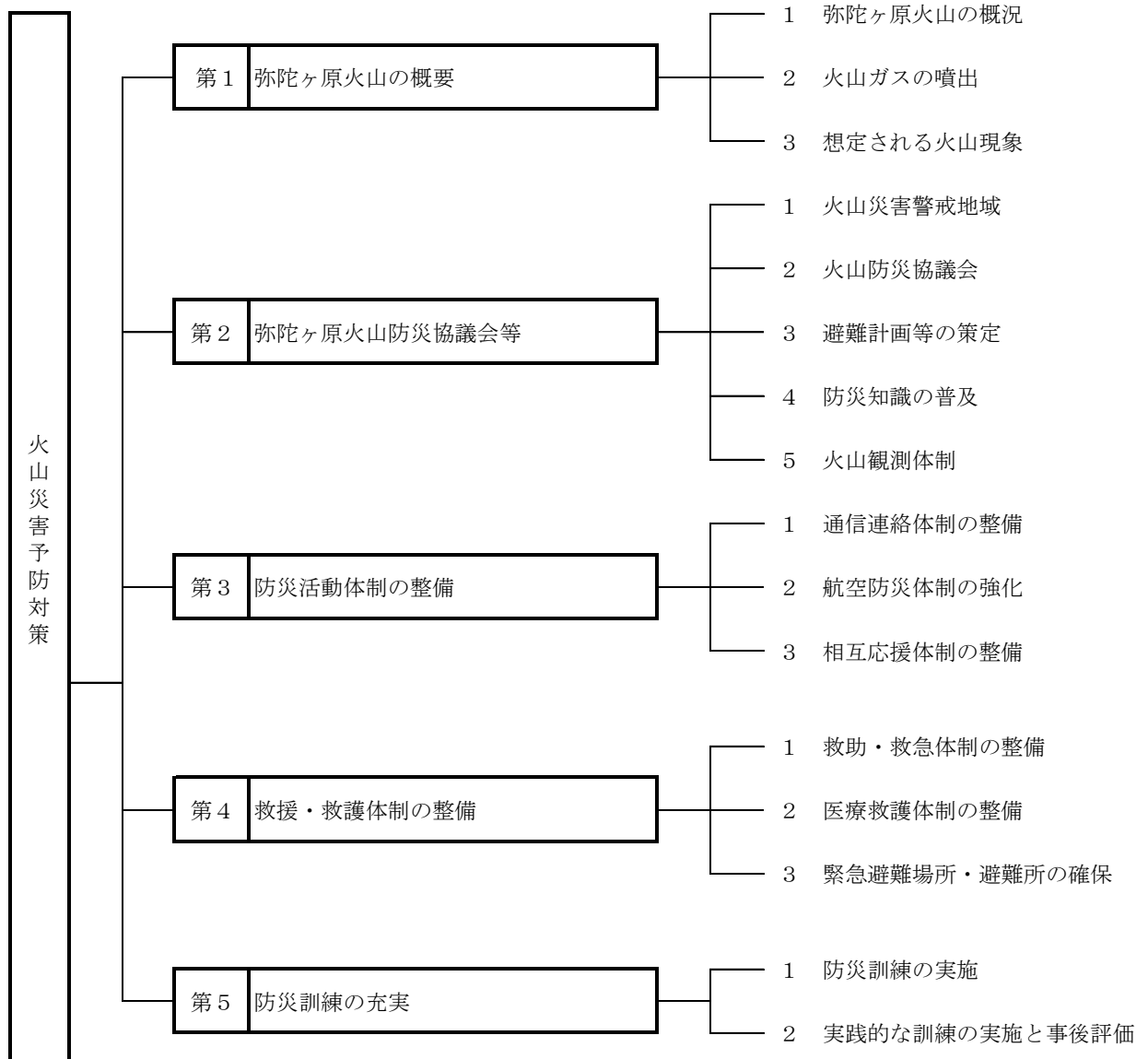
なお、本章に定めるもの以外で必要な事項は、風水害編各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 火山災害予防対策

対策の体系



第1 弥陀ヶ原火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山（立山火山と呼ばれることがある）は活火山とされている。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。

弥陀ヶ原火山は、年間100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

1 弥陀ヶ原火山の概況

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

2 火山ガスの噴出

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成24年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

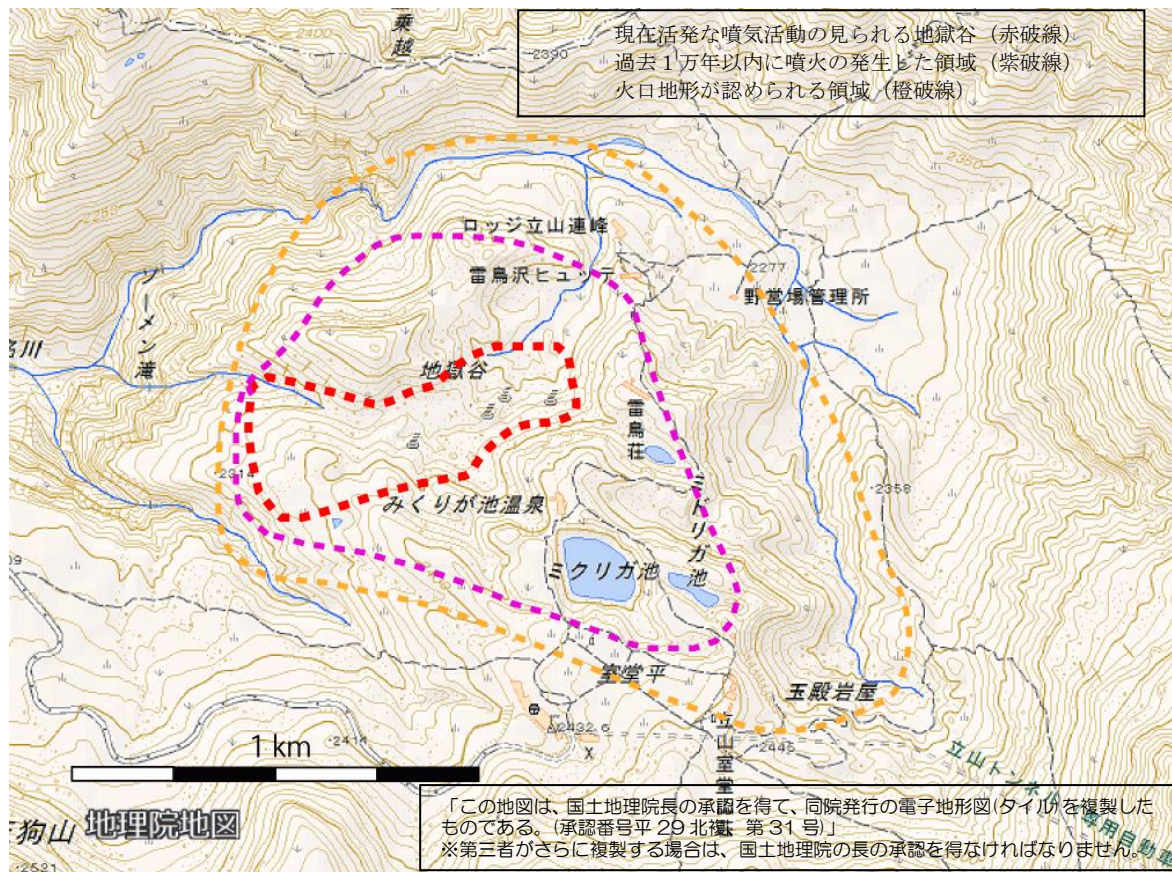


図 弥陀ヶ原 想定火口

表1 弥陀ヶ原 過去1万年以内の噴火活動 (石崎, 2017)

テフラ名	年代	推定噴火口	噴出量 (m ³)
Cテフラ	1,500年前以降(最新)	地獄谷西域(大安地獄周辺)	3.2万
Bテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	4.8万
Aテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	1.5万
第4テフラ	約2,500年前	地獄谷北域	260万
第3テフラ	約4,800年前	地獄谷北域と血ノ池地獄周辺	220万
第2テフラ	約7,800年前(上限値)	血ノ池地獄～リンドウ池周辺	380万
第1テフラ	約9,300年前(上限値)	地獄谷北西域(称名火口周辺)	64万

3 想定される火山現象

大きな噴石

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんど無く、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火口から吹き飛ばされた直径 50 c m以上の岩石が全方向に弾道を描いて飛散する現象。
- ・大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。

火砕流・火砕サージ

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火砕流は、火山灰や岩塊、空気や水蒸気为一体となって急速に山体を流下する現象。
- ・火砕サージは火砕流の先端や周辺で発生する火山灰等の流れ。

火口噴出型泥流

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・山体内から高温水が噴き出し流下する現象。

融雪型火山泥流

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火口から噴出した熱水が、周辺の雪や土砂を巻き込みながら流下する現象。
- ・高速で遠方まで流下することがある。

降灰（小さな噴石含む）

- ・噴火とほぼ同時に発生し、風向や風速により影響範囲は変化する。
- ・風により運ばれた火山灰により、健康被害、交通麻痺、農作物被害など広く社会生活に影響を及ぼす。

降灰後の降雨による土石流

- ・火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。
- ・噴火後は数年にわたって発生しやすくなる。

火山ガス

- ・火口や噴気孔から噴出されるガス。通常はその 90%以上が水蒸気で、二酸化炭素、硫化水素などがそれに続く。マグマに溶けていたもの、地下水などに由来するものも含まれる。
- ・マグマの活動が高まるとマグマ起源のものが増え、噴火前に塩化水素や二酸化硫黄の濃度変化が観測される場合がある。地下深部でマグマに溶解するガス成分は気泡になって、マグマの上昇や爆発の原因となる。

第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等

1 火山災害警戒地域（県危機管理局、市町村）

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。

火山名	火山災害警戒地域	
	県	市町村
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町

2 火山防災協議会（各防災関係機関）

県及び市町村は、弥陀ヶ原火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な者を加える。

さらに、火山専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- ・弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- ・富山県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・上記に掲げるもののほか、弥陀ヶ原火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項
- ・その他必要と認められる事項

3 避難計画等の策定（市町村）

市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会が定める避難計画や弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成するほか、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。

- ・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
- ・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
- ・噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- ・避難場所及び避難経路に関する事項

- ・火山現象に係る避難訓練に関する事項
- ・警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- ・救助に関する事項
- ・その他必要な警戒避難体制に関する事項

4 防災知識の普及（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村）

県及び市町村は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修等の実施により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、登山を計画する者に対し、登山届等の積極的な提出について周知・啓発を図るものとする。

5 火山観測体制（気象庁）

弥陀ヶ原火山における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。

なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。

※火山性地震・・・マグマの動きや熱水の活動等に関連して、火山体の中やその周辺で発生する地震

※火山性微動・・・火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いもの

観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計
炎高山	地震計
芦峠	監視カメラ
紺屋橋上部	G N S S

（参考）火山の機動観測について

気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。

調査観測は、火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。

緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。

第3 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るため、被災者に係る情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

「風水害編第1章第4節 第11 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備（県各部局、各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節 第12 相互応援体制の整備」参照

第4 救援・救護体制の整備

1 救助・救急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、市町村）

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

2 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

3 緊急避難場所・避難所等の確保

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保」及び「同 2 市町村等の避難計画」によるほか、市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、活火山法第6条第1項第5号に規定する施設（以下「避難促進施設」という。）をあらかじめ指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。

また、市町村が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表を行うものとする。なお、前記計画を策定後、避難訓練を実施し避難確保計画の実効性や訓練の状況などを市町村に報告するものとする。

市町村は避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めるものとする。

県は、火山防災対策として市町村が行う安全施設等の整備に対し必要な支援を行うものとする。

第5 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

県、市町村、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

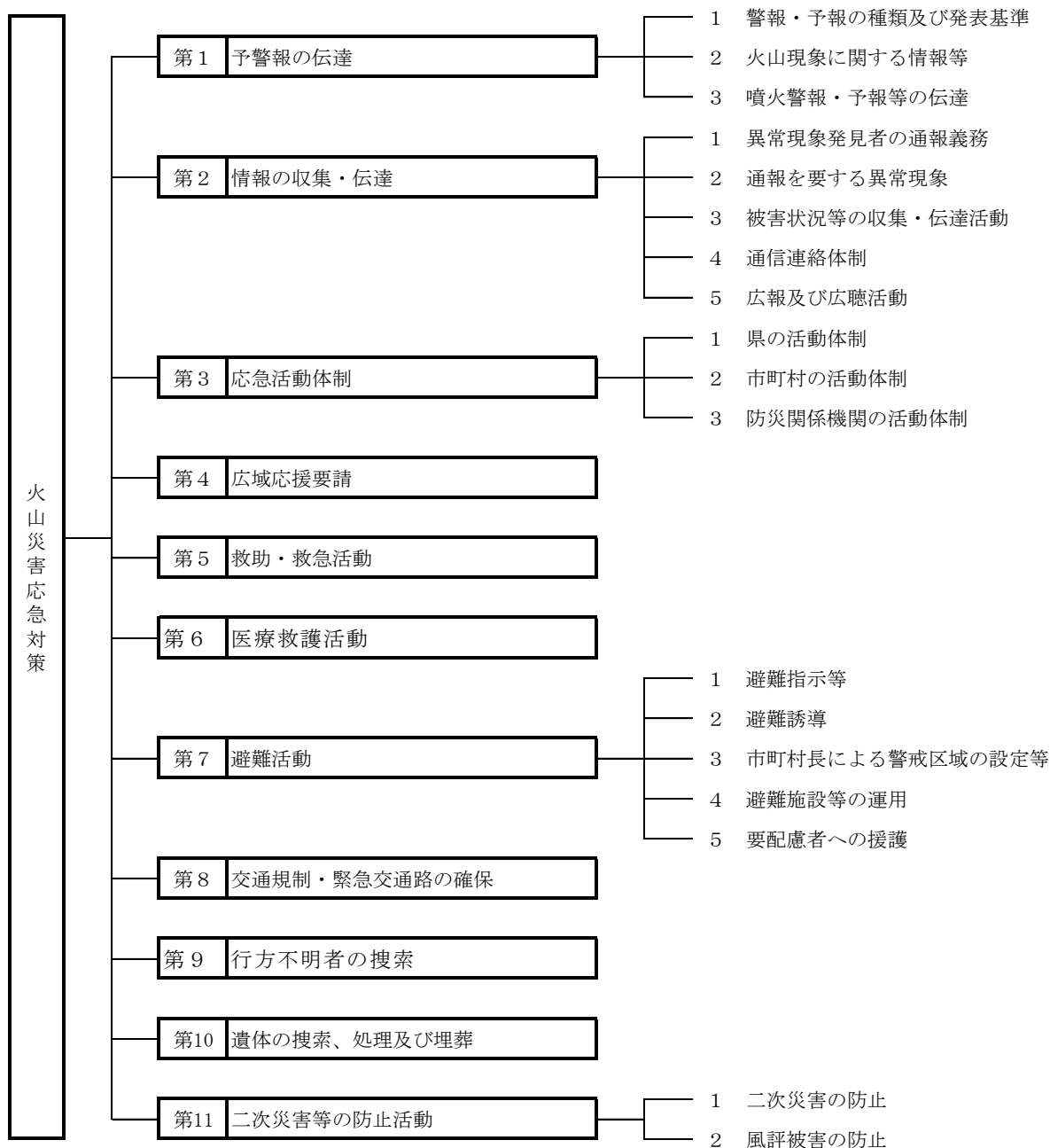
2 実践的な訓練の実施と事後評価（各防災関係機関）

- （１） 県、市町村及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- （２） 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 火山災害応急対策

火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び観光客や登山者等への周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護活動を行うものとする。



第1 予警報の伝達

1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁）

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。

（1）噴火警報・予報

ア 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。

なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に影響しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 ・警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。

注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

（２）降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表する。
- ・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（注１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表。
- ・噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（注１）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（注２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（注２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

（３）火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

２ 火山現象に関する情報等（気象庁）

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を發表し、噴火警戒レベルの引上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を發表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時發表する。

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために發表する。

噴火速報は以下のような場合に發表する。

- ・噴火警報が發表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が發表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合も發表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に發表する。

(4) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に發表する。

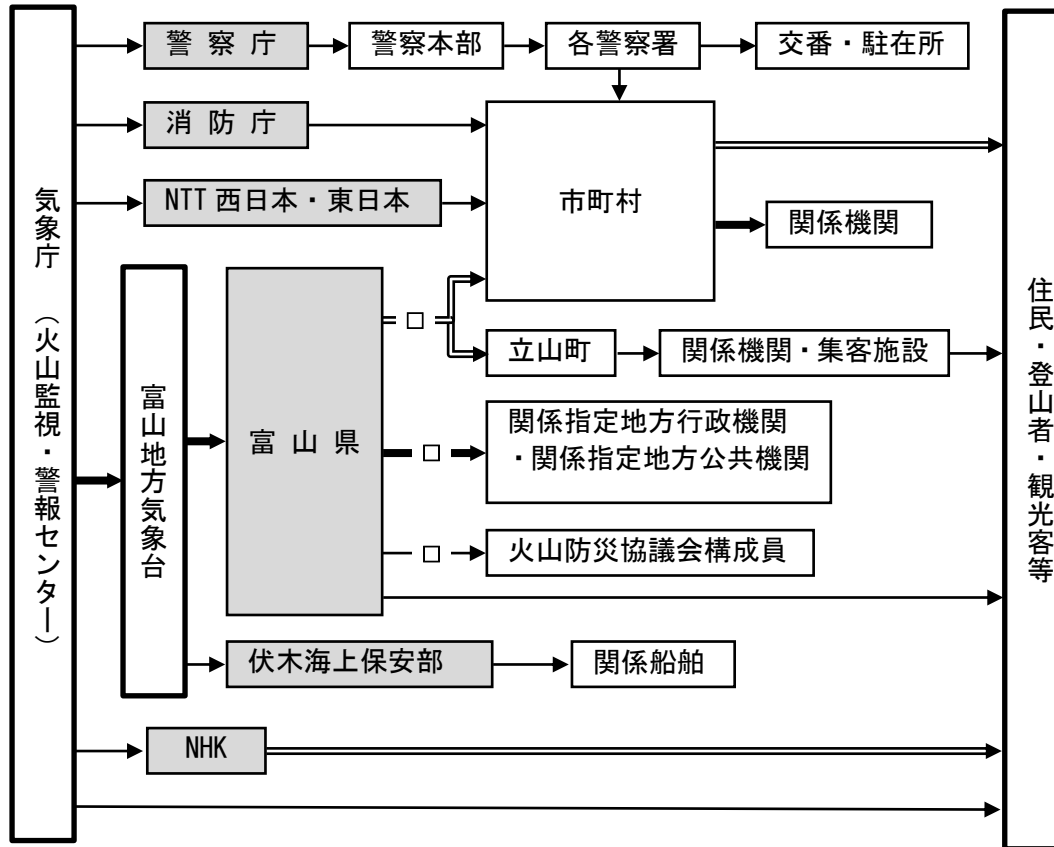
(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために發表する。

3 噴火警報・予報等の伝達（県危機管理局、市町村、各関係機関）

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が發表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

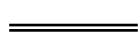
噴火警報等伝達系統図



(凡例)



気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。



気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。



活動火山対策特別措置法第12条によって、警報、特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。



富山県総合防災情報システム

なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。

- ・ 噴火警報
- ・ 噴火予報
- ・ 降灰予報
- ・ 火山ガス予報
- ・ 火山の状況に関する解説情報（臨時）
- ・ 噴火速報
- ・ 火山活動解説資料

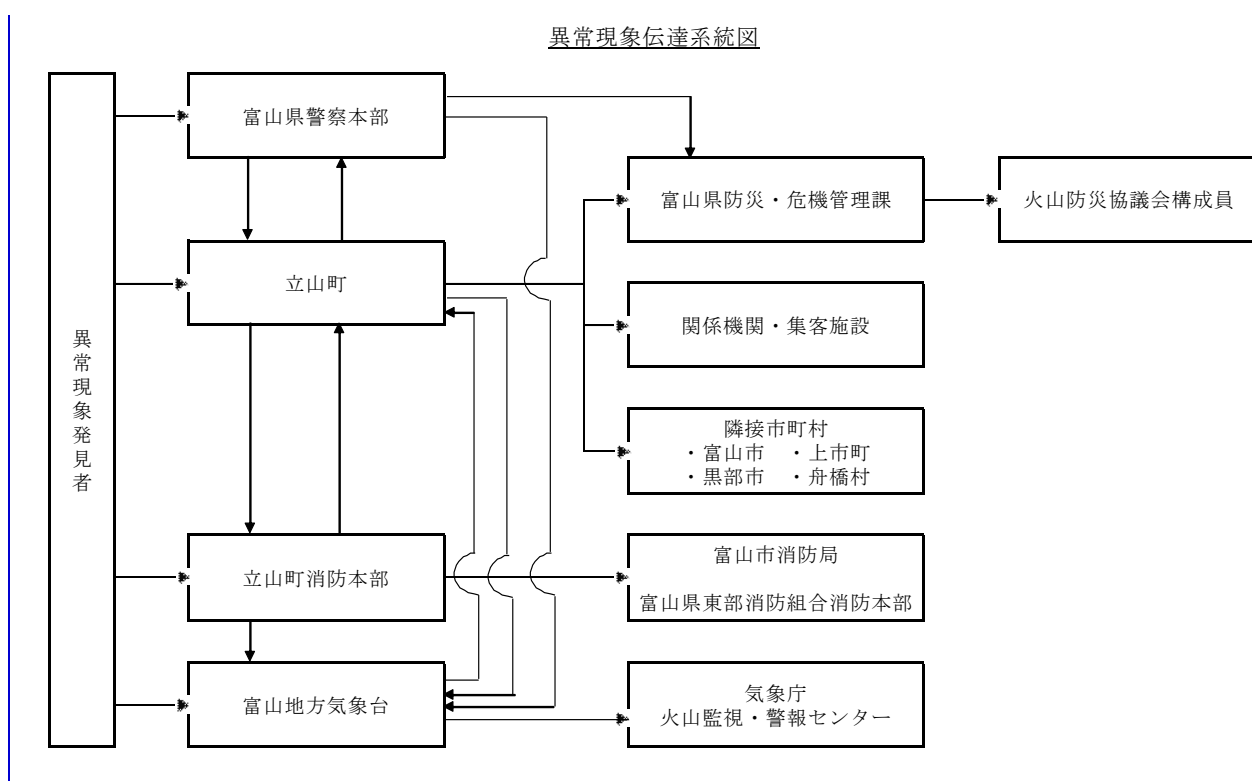
第2 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令系統を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

1 異常現象発見者の通報義務（県警察本部、市町村）

弥陀ヶ原火山に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長、警察官、町消防本部のいずれかに通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。

通報を受けた市町村長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。



※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。

※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。

2 通報を要する異常現象

- (1) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰等
- (2) 火山地域での火映、鳴動の発生
- (3) 火山地域での地震の群発
- (4) 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化
- (5) 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等
- (6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の異常等顕著な変化

- (7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、あるいは移動及び草木の立枯れ等
- (8) 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上

3 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第1 被害状況等の収集・伝達活動」によるほか、弥陀ヶ原火山防災協議会構成員において情報の共有を図るものとする。

4 通信連絡体制

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第2 通信連絡体制」によるほか、山岳地においては情報の収集・伝達が困難になることを踏まえ、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話など多様な手段により、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

5 広報及び広聴活動

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第3 広報及び広聴活動」によるほか、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報等を適切に提供するものとする。

第3 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 県の活動体制（県危機管理局）

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課 2～3名程度
第2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度

		事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。
第3非常配備	① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想される時又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期するため、当該災害に係る各課（班）全員があたる。

その他については、「風水害編第2章第3節応急活動体制第1 県の活動体制」による。

2 市町村の活動体制（市町村）

「風水害編第2章第3節第2 市町村の活動体制」参照

3 防災関係機関の活動体制

「風水害編第2章第3節第3 防災関係機関の活動体制」参照

第4 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第5 救助・救急活動

「風水害編第2章第7節 救助・救急活動」参照

第6 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第7 避難活動

1 避難指示等（市町村）

（1）一次避難

市町村長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。

また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を指示するものとする。

さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。

なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難指示等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。

(2) 二次避難等

市町村長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。

この場合、市町村長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。

2 避難誘導（県警察本部、市町村）

「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基つき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

3 市町村長による警戒区域の設定等（県警察本部、自衛隊、市町村）

「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。

4 避難施設等の運用（市町村）

「風水害編第2章第9節第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用」によるほか、市町村は、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。

5 要配慮者への援護（県危機管理局、県厚生部、市町村）

「風水害編第2章第9節第4 要配慮者への援護」参照

第8 輸送車両、船舶、航空機の確保

「風水害編第2章第10節第4 輸送車両、船舶、航空機の確保」によるほか、弥陀ヶ原火山周辺の交通施設の状況を踏まえ、立山有料道路を管理する富山県道路公社、立山駅から黒部湖駅に至る輸送手段を管理運営する立山黒部貫光(株)及び黒部ダム駅及び扇沢駅を管理する関西電力(株)黒四管理事務所に必要に応じて、協力を依頼する。

第9 行方不明者の搜索

「風水害編第2章第13節第2 行方不明者の搜索」参照

第 1 0 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編第 2 章第 1 4 節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照。

第 1 1 二次災害等の防止活動

1 二次災害の防止（気象庁）

気象庁又は富山地方気象台は、二次災害防止のため、弥陀ヶ原火山における火山ガスの噴出や降灰など想定される状況等を発災後も常時観測し、火山に関する警報・予報等を速やかに発表するものとする。

2 風評被害の防止（県関係部局、市町村）

県、市町村及び観光関係団体は、報道機関と連携し、自然に恵まれた景勝地である立山黒部アルペンルート並びにルート一帯にある観光資源、近傍の山小屋等、観光施設の被害状況を的確に把握し、災害応急対策の状況や復旧状況等を収集し、積極的に広報することにより、風評被害の未然防止に努めるとともに、速やかなイメージの回復を図るものとする。

県及び市町村は正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の予兆が確認された場合には見解を公表し、風評被害の拡大・防止に努める。

第 3 節 火山災害復旧対策

「風水害編第 3 章 災害復旧対策」参照

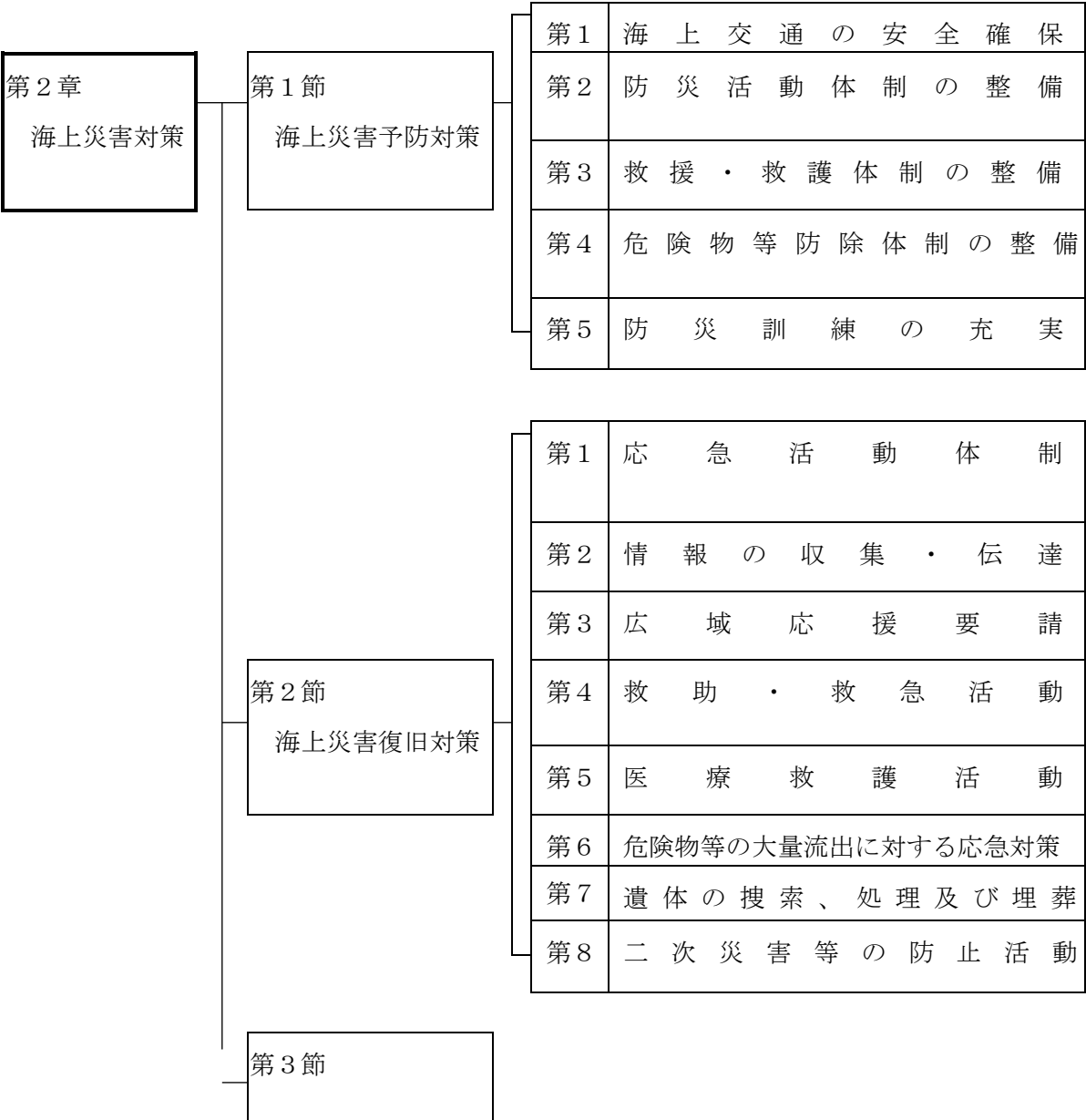
第2章 海上災害対策

本章では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

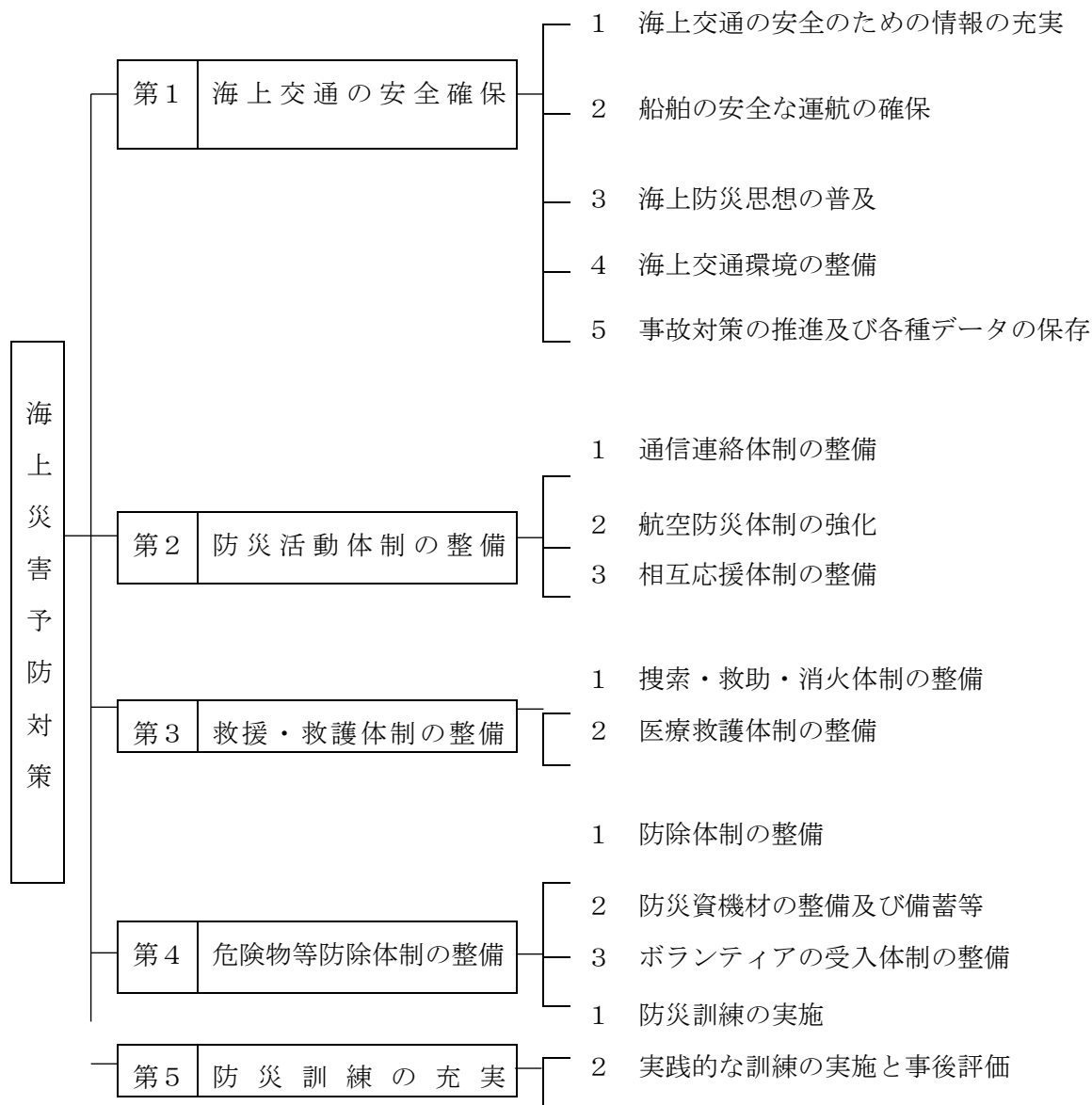
ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係るタンカー火災等の海上災害対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

計画の体系



第1節 海上災害予防対策

対策の体系



第1 海上交通の安全確保

海上災害の発生防止のためには、海上交通の安全確保が基本である。

このため、伏木海上保安部はじめ防災関係機関は、海上交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を推進する。

1 海上交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、伏木海上保安部）

（1）富山地方気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得

るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象、津波等に関する観測予報体制の整備、各種情報の提供を行うとともに、観測体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及等を行う。

- (2) 伏木海上保安部は、水路通報及び第九管区水路通報を備え置くとともに、船舶交通の安全のために必要な事項の通報について、所要の措置を講じるものとする。
- (3) 伏木海上保安部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、船舶及び船舶代理店等海事関係者に情報提供して事故防止に努めるものとする。
- (4) 小型船舶を運航するものは、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。

2 船舶の安全な運航の確保（北陸信越運輸局）

北陸信越運輸局は、船舶の安全運航を確保するため以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶職員になろうとする者に対し、船舶職員として必要な知識・能力があるかについて海技士国家試験を行うとともに、既に船舶職員である者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習課程の修了等を要求することにより、船舶職員の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。
- (2) 発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図るものとする。
- (3) 国際条約の基準に満たない、いわゆるサブスタンダード船による海難事故防止の観点から寄港する外国船舶に対し構造、設備等のハード及び船員の資格、労働環境等のソフトの両面について積極的に寄港国による外国船舶の監督（PSC：ポートステートコントロール）を実施する。
- (4) 危険物運搬船の技術水準の遵守を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

3 海上防災思想の普及（伏木海上保安部）

伏木海上保安部は、海難防止、海上災害防止に関する海難事故防止講習会の開催や訪船により、船長及び海事関係者等に対して、海上防災思想の普及に努めるものとする。

4 海上交通環境の整備（伏木海上保安部、県農林水産部、県土木部、市町村）

- (1) 港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるものとする。
- (2) 伏木海上保安部は、航路標識の整備を行うとともに、港湾管理者等が設置・管理する航路標識についての指導を行うものとする。

5 事故対策の推進及び各種データの保存（伏木海上保安部、県農林水産部、県土木部、市町村）

- (1) 伏木海上保安部は、関係機関と連携協力し、海上災害防止に関する総合的な調査研究を推進し、再発防止のための措置に反映させるものとする。
- (2) 港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」によるほか、伏木海上保安部と県は迅速かつ的確な救助活動体制の確立を図るため、海難船舶に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県危機管理局、県警察本部、沿岸市町）

「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」によるほか、伏木海上保安部及び県は、臨機な応急活動を実施するため消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターと巡視船艇との連携体制の強化を図るものとする。

3 相互応援体制の整備（各防災関係機関）

(1) 船舶火災の消火活動に関する協力

船舶火災の消火活動については、伏木海上保安部と消防機関は相互に協力するものとする。

(2) 地方公共団体間の相互応援

(3) 防災関係機関との相互協力

(4) 公共的団体等の協力

(5) 民間の協力

「風水害編第1章第4節第12 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

本県における海上災害予防対策として、発災直後からまず人命の安全確保を最優先におき、捜索活動体制の整備、救助・救急活動体制の整備、消防力の強化を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

1 捜索・救助・消火体制の整備（伏木海上保安部、県警察本部、沿岸市町）

- (1) 伏木海上保安部は、海上災害に備え災害情報の収集及び整理、分析を図るとともに応急対策に必要な資機材の整備を図るものとする。
- (2) 伏木海上保安部及び消防は、概ね次の事項について情報を交換するとともに、定期的な合同訓練を実施して連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。

ア 資機材の保有状況

イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成

ウ 必要資機材の整備の促進

(3) 警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

(4) 消防は、消防艇等の海上災害用消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

また、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

(資料「4-18 海上防災用資機材等の整備状況」)

2 医療救護体制の整備（伏木海上保安部、県厚生部、沿岸市町、日本赤十字社富山県支部）

伏木海上保安部は、医療救護活動に迅速かつ的確に対応するため医療機関との連絡、連携体制の整備を図るものとする。

その他については、「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」による。

第4 危険物等防除体制の整備

船主等防除責任者等は、大規模な危険物等の流出が生じた場合に速やかに海上回収を図り沿岸への漂着を阻止するため、また、漂着した危険物等を除去するために回収資機材等の備蓄、整備等の防除体制の整備を図るものとする。

伏木海上保安部等は、大規模な危険物等の流出が生じた場合に速やかに海上回収を図り、沿岸への漂着を阻止するため危険物等の回収資機材等の備蓄、整備等の防除体制の整備を図るものとする。

県・沿岸市町等は、大量の危険物等が広範囲に漂着した場合に備え、必要に応じて除去資機材の備蓄等を図るものとする。また、必要に応じ防災関係機関の応援及びボランティアの受入を図るためその体制の整備を図るものとする。

1 防除体制の整備（伏木海上保安部）

伏木海上保安部は、油等危険物流出事故災害の応急対策を図るため、地域の実情に応じた防除活動の実施内容を明記した災害応急マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルについても随時見直しを行い、必要が生じた場合は、その都度修正を加えるものとする。

2 防災資機材の整備及び備蓄等（伏木海上保安部、県危機管理局、県土木部、沿岸市町）

(1) 伏木海上保安部

ア 伏木海上保安部は、大量の排出油等の防除活動を的確かつ効果的に実施するため、必要な資機材の整備を図るものとし、緊急時の調達方法を定めておくものとする。

イ 伏木海上保安部は、関係機関及び関係団体が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資材、化学消火薬剤、作業船舶等の把握に努めるとともに、緊急時における協力体制の整備を図るものとする。

(2) 県及び沿岸市町

県及び沿岸市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、必要に応じ漂着油の除去等に必要資機材の整備を図るものとする。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制の整備を図るものとする。

(3) 関係事業者

関係事業者（石油事業者団体、船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等）は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

(4) 海上災害防止センター

海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な流出油防除資機材を保有する。

（資料「4-18 海上防災用資機材等の整備状況」）

3 ボランティアの受入体制の整備

「風水害編第1章第5節第4 災害救援ボランティア活動の支援」参照

第5 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

- (1) 伏木海上保安部、消防及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施するものとする。
- (2) 伏木海上保安部等の国の機関、消防及び警察等を始めとする県及市町村、民間救助組織・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (3) 石油事業者は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行う。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（各防災関係機関）

- (1) 伏木海上保安部等防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

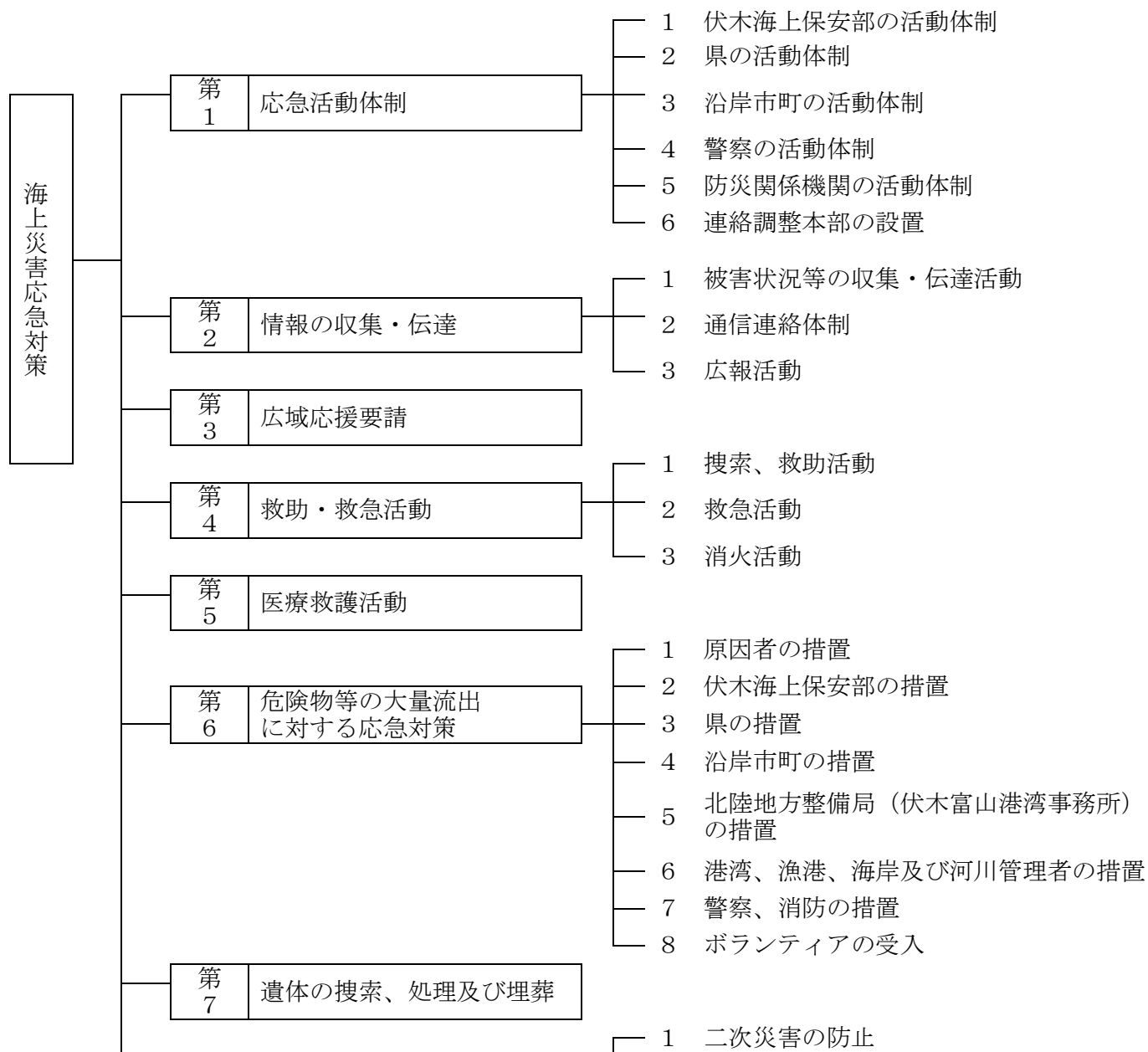
第2節 海上災害応急対策

海上において多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、あるいは危険物等の大量流出が生じた場合、又はこれらが発生するおそれのある場合、伏木海上保安部及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等の海難救助活動を行う。

また、油等の危険物の大量流出が生じた場合又はそのおそれのある場合には、速やかにその拡散防止、海上回収を図り、沿岸地域への漂着を阻止するとともに、漂着した場合の回収体制を整え、被害拡大の防止を図る。

対策の体系



└─	第 8	二次災害等の防止活動	└─	2 治安の維持
			└─	3 風評被害の防止

第1 応急活動体制

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、伏木海上保安部、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、また危険物等が大量に流出した場合には、その防除に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、伏木海上保安部、県、沿岸市町及び防災関係機関はそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 伏木海上保安部の活動体制

伏木海上保安部は、災害の発生が予想されるときは、非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置するものとする。

(1) 救援活動

ア 巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、被災者の救出、誘導、海上輸送等にあたるものとする。

イ 県及び防災関係機関等から救助要員又は緊急物資等の輸送要請があった場合は、状況を勘案のうえ、支援するものとする。

(2) 関係機関等への協力、応援要請

ア 伏木海上保安部は、海上災害に関し、必要がある場合は関係機関に対し協力を要請するものとする。

イ 伏木海上保安部は、必要に応じて医療機関の出動を要請するものとする。

(3) 自衛隊への派遣要請

伏木海上保安部は、海上災害が発生した場合において、必要がある場合は、自衛隊の派遣要請について所要の措置を講ずるものとする。

2 県の活動体制（県危機管理局）

知事は、海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(1) 職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備命令

(ア) 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

(イ) 各部局長は、被害の種類、規模、発生 の 時期によって、特に必要と認めるときは、独自

の配備体制を発することができる。

(2) 関係課連絡会議の開催

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合若しくは広範囲に被害が及ぶおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 沿岸市町の活動体制

(1) 責務

沿岸市町は、当該市町の地先の海上に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、法令、県地域防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、伏木海上保安部、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 沿岸市町は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 沿岸市町は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 沿岸市町は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告すると

もに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

（１）責務

海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる応急対策を実施するとともに、伏木海上保安部、県及び沿岸市町が実施する応急対策に協力するものとする。

（２）活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するための必要な組織を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 連絡調整本部の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整行う連絡調整本部を、県、伏木海上保安部、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。

連絡調整本部の設置場所は災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第２ 情報の収集・伝達

県、伏木海上保安部、沿岸市町及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、随時適切に関係機関に情報を提供する。

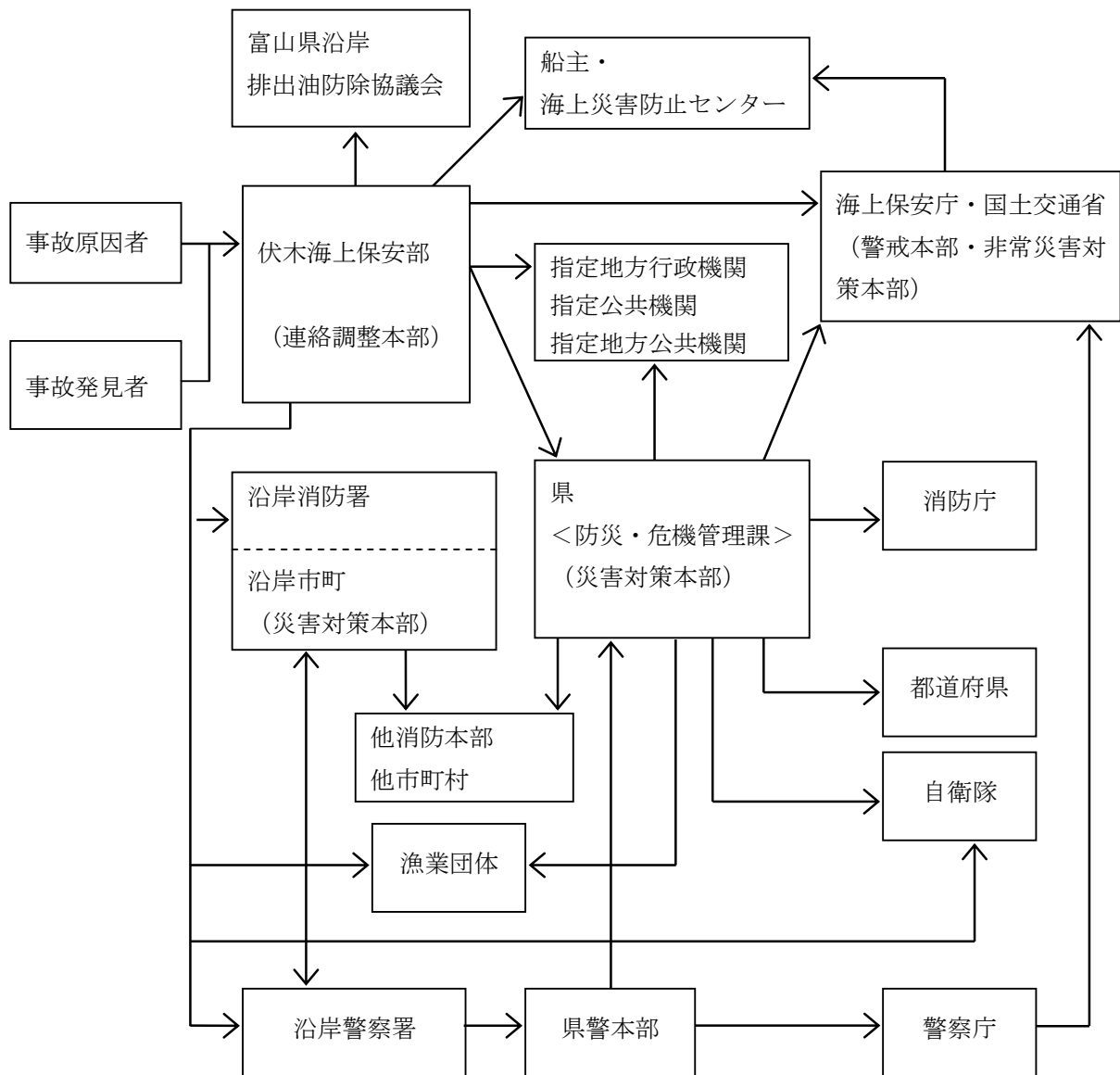
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

伏木海上保安部をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

（１）被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害状況の報告

ア 関係事業者等

海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故原因者等関係事業者等は、事故発生状況、被害状況等を速やかに伏木海上保安部に連絡する。

イ 伏木海上保安部

(ア) 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、伏木海上保安部は、県、沿岸市町、消防、警察等防災関係機関に連絡するものとする。

(イ) 伏木海上保安部は必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

(ウ) 伏木海上保安部は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を関係防災機関に連絡する。

ウ 県

(ア) 県は、伏木海上保安部等から受けた情報を沿岸市町、防災関係機関及び漁業団体等関係

団体へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、沿岸市町等から人的被害の状況等の情報を収集する一方、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、伏木海上保安部に連絡する。また、必要に応じ関係防災機関に連絡する。

エ 沿岸市町

沿岸市町（防災担当課及び消防本部）は、当該区域の地先海面で被害が発生した場合は、人的被害の状況等の情報を収集し、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）へ連絡するものとする。

また、被害の状況、災害対策本部等の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）へ連絡する。

オ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

カ その他の機関

被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

(3) 事故発生の周知

ア 船舶への周知

防災関係機関等は、危険物の大量流出や火災による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、海上における船舶等の安全を確保するため、災害の状況、安全措置等について、次の区分により船舶に対し周知する。

機 関 名	周 知 手 段	対 象
海上保安部	巡視船艇・航空機等	船舶
	航行警報	船舶
放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ	船舶
港湾管理者	拡声器等	港内船舶

イ 沿岸住民への周知

防災関係機関等は、沿岸住民、施設等に災害が波及した場合又は波及するおそれがある場合、人命及び財産を保護するため、災害の状況及び安全措置について、次の区分により沿岸住民に対し、周知する。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
沿岸市町（消防）	広報車、その他車両	1 事故の状況 2 応急活動の状況 3 火気使用制限の禁止及び交通の制限禁止等の制限事項 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
警 察	パトカーの拡声器等	
放送局 （NHK・民放）	テレビ、ラジオ	

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

県、伏木海上保安部、沿岸市町及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持、海上交通の安全確保を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（1）広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、海上災害の状況、安否情報、交通情報、その他ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（2）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（3）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 搜索、救助活動（各防災関係機関）

- (1) 船舶の海難が発生したときは、伏木海上保安部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。
- (2) 富山県水難救済会各救難所は、関係機関から要請を受けた場合は、速やかに所属船等により救助活動を行うものとする。
- (3) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。
- (4) 関係機関は、必要に応じ、付近航行船舶及び漁船、プレジャーボート等に対し情報を提供し、搜索、救助活動について協力を得るものとする。

2 救急活動（伏木海上保安部、沿岸市町、日本赤十字社富山県支部）

伏木海上保安部及び消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める

(1) 救急要請への対応

- ア 負傷者の搬送について、地元消防署の救急車が対応できないときは、県、沿岸市町、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。
- ウ 伏木海上保安部は、必要に応じ医療機関の出動を要請する。

(2) 医療機関等との連携

- ア 伏木海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。
- イ 沿岸市町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療機関と連携のうえ、現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- ウ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

伏木海上保安部、県及び沿岸市町は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、防災関係機関が保有するヘリコプターを活用する。

3 消火活動（伏木海上保安部、市町村、富山県水難救済会）

(1) 伏木海上保安部等の消火活動

ア 伏木海上保安部又は消防は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

イ 関係事業者、民間救助・防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ 伏木海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防に協力を要請する。

(資料「4-18 海上防災用資機材等の整備状況」)

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(3) 富山県水難救済会

各救難所は、関係機関から要請を受けた場合は、速やかに所属船等により消火活動を行うものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

船舶等からの大量の危険物等が流出した場合、まず原因者が防除活動の一義的責任を負うのが原則であるが、大量の危険物等が広範囲に漂流、漂着した場合、漂着状況の把握やその回収に大量の労力と資機材が必要になるため、これらの防除活動を原因者の処理のみに依存したのでは、その被害を局限することは困難である。

従って、大量の危険物等が流出し、沿岸への漂着、水産資源の汚染、環境破壊等が予想される場合は、伏木海上保安部、県、沿岸市町、防災関係機関、関係団体等は必要に応じ一体となって、速やかに防除活動を実施し、危険物の拡散を最小限度に抑えるとともに、沿岸に漂着した危険物等の除去、回収に係る措置を講ずるものとする。

1 原因者の措置

(1) 危険物等の流出があった場合には、その状況等を直ちに海上保安部に通報するものとする。

(2) 現場の状況に応じ、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理及び残油等の移替、油等の回収及び油処理剤等による処理等の有効かつ適切な危険物等の拡散防止措置を講ずるものとする。

(3) 必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

2 伏木海上保安部の措置

- (1) 周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災の発生防止及び避難勧告を行う。また、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められたときは、警戒区域を設定し、船舶等に対し区域外への退去等の指示を行うものとする。
- (2) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的に実施するため巡視船艇、航空機により危険物等の流出状況、防除作業の実施状況を総合的に把握し、作業の分担、作業方法について必要な事項を指導するものとする。
- (3) 防除措置を講ずべき者が危険物の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命ずるものとする。
- (4) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は前記(3)による命令をするいとまがないと認められるときは、海上保安部長の判断により海上災害防止センターに対し、防除措置を講ずべきことを指示するものとする。
- (5) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、巡視船艇による防除措置を講じるものとする。
- (6) 必要に応じて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6の規定に基づいて組織された富山県沿岸排出油防除協議会に出動を要請するものとする。
- (7) 大量の危険物等が、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、県及び漂着が予想される沿岸市町に危険物等の浮遊状況等の情報を提供するとともに、原因者及び関係機関等による防除体制について協議調整を図るものとする。

3 県の措置（県危機管理局、県生活環境文化部、県土木部）

- (1) 沿岸へ漂着した危険物等に対処するため、必要に応じ危険物等の除去、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 除去措置を講ずるにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとする。
- (3) 危険物等回収作業船の活動拠点として、港湾管理者等との調整を行い、係留施設（岸壁）等を確保するものとする。
また、資機材の集積、保管場所及び回収危険物等の仮置き場を確保し、回収作業が円滑に進むよう努めるものとする。

4 沿岸市町の措置（沿岸市町）

- (1) 危険物等の漂流、漂着又は危険物等火災に対処するため、地先海面の巡回監視を実施するものとする。
- (2) 危険物等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、危険物等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するとともに、危険物等火災が沿岸に及ぶおそれのある場合は、避難の勧告又は指示を行うものとする。
- (3) 危険物等により沿岸住民への影響又は海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じ除去等必要な措置を講ずるものとする。

5 北陸地方整備局（伏木富山港湾事務所）の措置

油流出事故が発生した場合、関係機関の要請等を受けて、浚渫兼油回収船の出動及び防除活動について必要な措置を講ずるものとする。

6 港湾、漁港、海岸及び河川管理者の措置（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

- （１）危険物等の漂流、漂着又は危険物等火災に対処するため、所管区域の巡回監視を実施するものとする。
- （２）危険物等により港湾機能への影響又は海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、その防除、除去等必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ関係沿岸市町と協議調整を図るものとする。

7 消防、警察の措置（県警察本部、沿岸市町）

消防及び警察は、危険物等が大量流出した場合、必要に応じ警戒活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。（資料「４－１８ 海上防災用資機材等の整備状況」）

8 ボランティアの受入れ

「風水害編第２章第３節第４ 災害救援ボランティアの受入れ」参照

第 7 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編第２章第１４節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照

第 8 二次災害等の防止活動

1 二次災害の防止（伏木海上保安部、富山地方気象台）

（１）海上交通の安全の確保

伏木海上保安部は、海上災害の現場付近における船舶の航行安全確保に努めるものとする。

ア 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、船舶への情報提供を行う。

イ 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

ウ 海上災害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告若しくは指導する。

（２）気象情報の伝達

富山地方気象台は、二次災害防止のため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

2 治安の維持（伏木海上保安部）

伏木海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努めるとともに、必要に応じ巡視船艇により犯罪の予防、取締りを行う。

3 風評被害の防止（県商工労働部、県農林水産部）

県及び関係団体は、市場調査等を実施し、安全な水産物の安定的供給の確保（汚染魚の流通の防止等）に努め、積極的に情報提供を行い風評被害の防止に努める。

また、観光施設等の被害の状況を的確に把握し、応急対策の状況や復旧状況等を積極的に広報することにより、風評被害の防止に努め、速やかにイメージ回復を図るものとする。

第3節 海上災害復旧対策

第1 公共施設の復旧事業（各防災関係機関）

防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

また、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じるものとする。

第2 危険防止措置の命令又は勧告（伏木海上保安部）

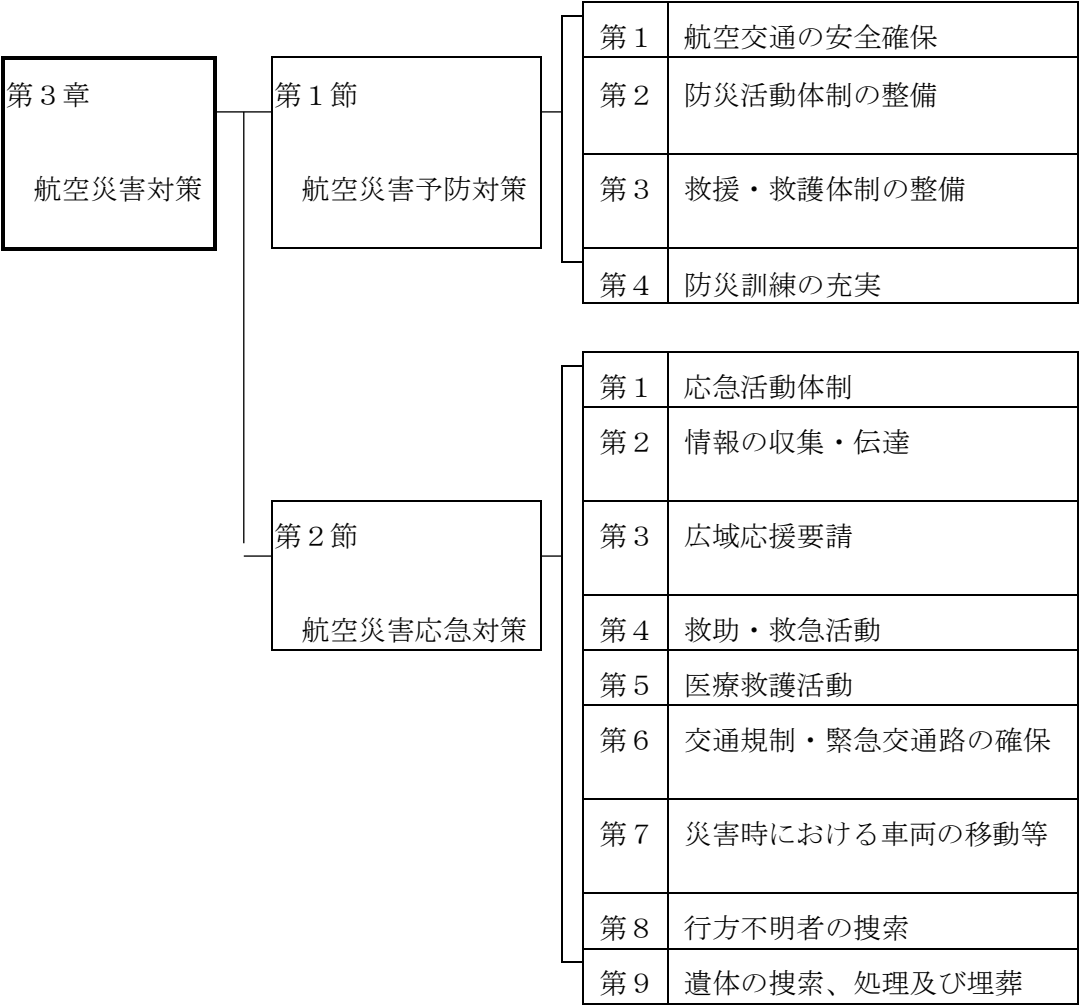
伏木海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第3章 航空災害対策

本章では、富山空港及びその周辺並びにその他の県の地域において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

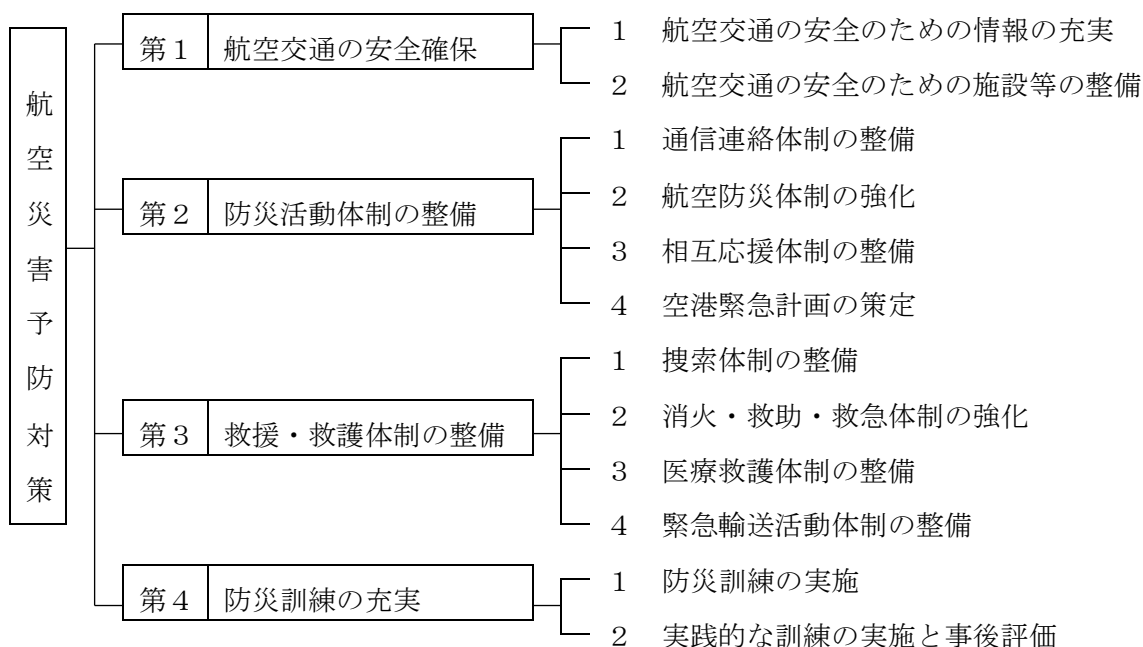
なお、本章に定めるもの以外で必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 航空災害予防対策

対策の体系



第1 航空交通の安全確保

航空災害の発生防止のためには、航空交通の安全確保が基本である。

このため、県、大阪航空局富山空港出張所、東京航空地方气象台、航空運送事業者をはじめ防災関係機関は、航空交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

1 航空交通の安全のための情報の充実（大阪航空局、東京航空地方气象台、航空運送事業者）

（1）航空交通情報の充実

大阪航空局富山空港出張所は、航空交通安全に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

（2）気象情報の充実

東京航空地方气象台は、航空交通に影響を及ぼす気象、地震、津波、火山噴火等の自然現象に対して的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が事故を未然に防止する ために必要な措置を迅速にとり得るよう、予報・警報等の情報を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備各種情報の提供、気象知識の普及を行う。

（3）航空運送事業者の措置

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を収集、整理し、事故防止のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。

2 航空交通の安全のための施設等の整備（大阪航空局、県交通政策局）

国土交通省及び県は、航空保安施設等の整備などにより、富山空港及びその周辺の航空交通の安全確保に努める。（資料「6－8 空港施設の現況」）

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第12 相互応援体制の整備」参照

4 空港緊急計画の策定（県交通政策局）

県は、防災関係機関との相互の連携を強化するため、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。++

第3 救援・救護体制の整備

1 捜索体制の整備（大阪航空局、伏木海上保安部、県警察本部）

- （1）大阪航空局富山空港出張所は、捜索活動を行う関係機関に情報を伝達する体制を整備する。
- （2）警察は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。
- （3）伏木海上保安部は、捜索活動を迅速かつ的確に実施するため、捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

2 消火・救助・救急体制の整備（県交通政策局、周辺市町）

（1）富山空港及びその周辺地域での体制

- ア 県は、化学消防車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急医療用資材の整備に努めるものとする。（資料「4－17－1 富山空港内消防施設等」）
- イ 富山空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関は、「富山空港消火救難対策業務実施要領」に基づき、消火救難体制を強化する。
- ウ 富山市は、「富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、消火救難体制を強化する。（資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」）

(2) その他の県の地域での体制

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- (3) 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（大阪航空局、県交通政策局、航空運送事業者）

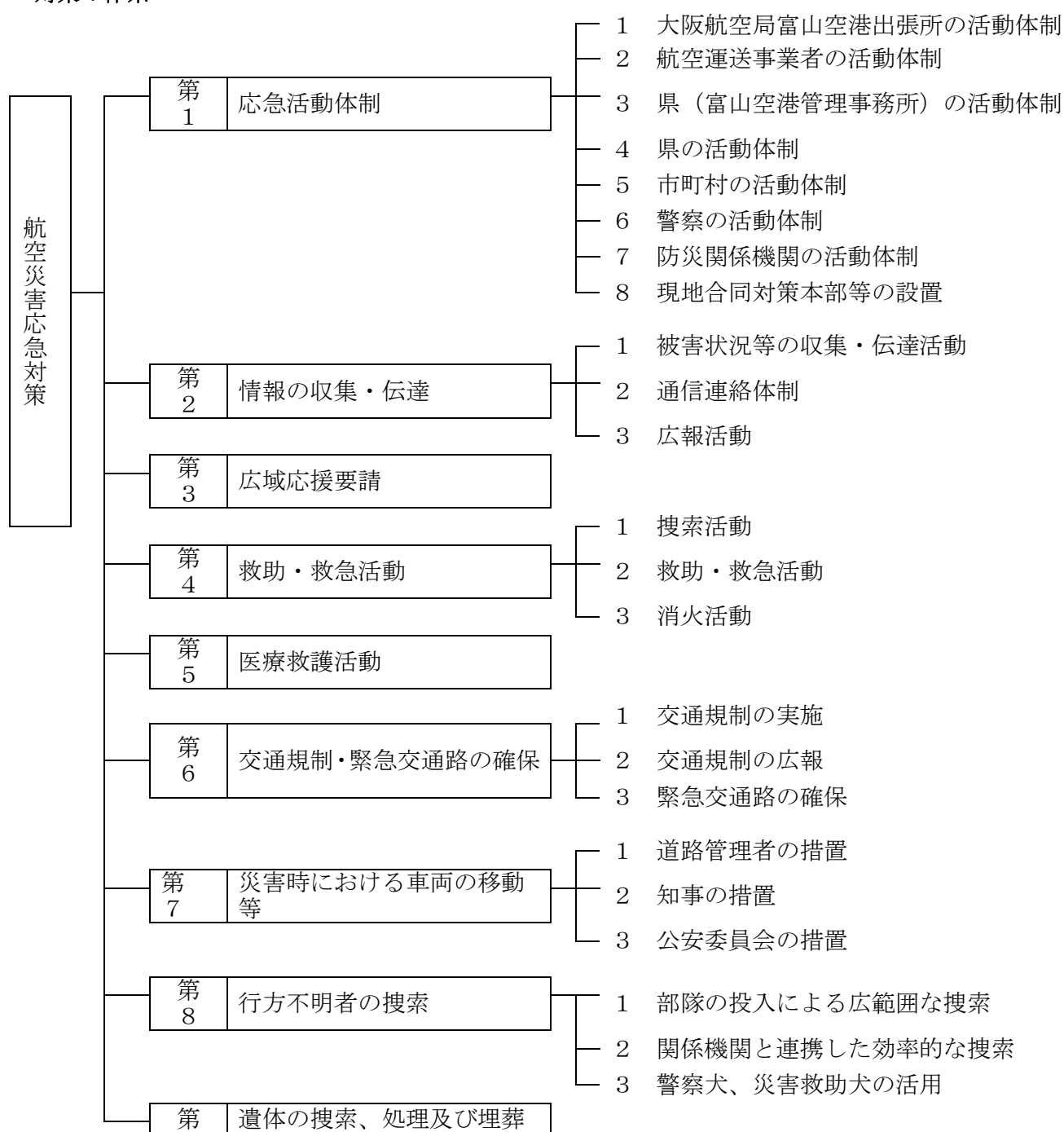
- (1) 県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 航空災害応急対策

富山空港及びその周辺並びにその他の県の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は直ちに初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 大阪航空局富山空港出張所の活動体制

大阪航空局富山空港出張所は、発災後、速やかに職員を非常召集し、事故内容を的確に把握し、運輸省航空局等に連絡するとともに、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

2 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後、速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（県交通政策局）

富山空港及びその周辺で航空災害が発災した場合には、速やかに職員を非常召集し、事故内容を把握するとともに、その状況を防災関係機関に連絡するものとする。

また、速やかに消火救難隊を編成し、消火救難活動にあたるものとする。

4 県の活動体制（県危機管理局）

知事は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

（1）職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

（ア）知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

（イ）各部局長は、被害の種類、規模、発生 の 時期によって、特に必要と認めるときは、独自

の配備体制を発することができる。

(2) 関係課連絡会議の開催

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港管理事務所、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

5 市町村の活動体制（市町村）

(1) 責務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を發揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

6 警察の活動体制（県警察本部）

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

7 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

（１）責務

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

（２）活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

8 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港内、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

第２ 情報の収集・伝達

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防、自衛隊、市町村及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

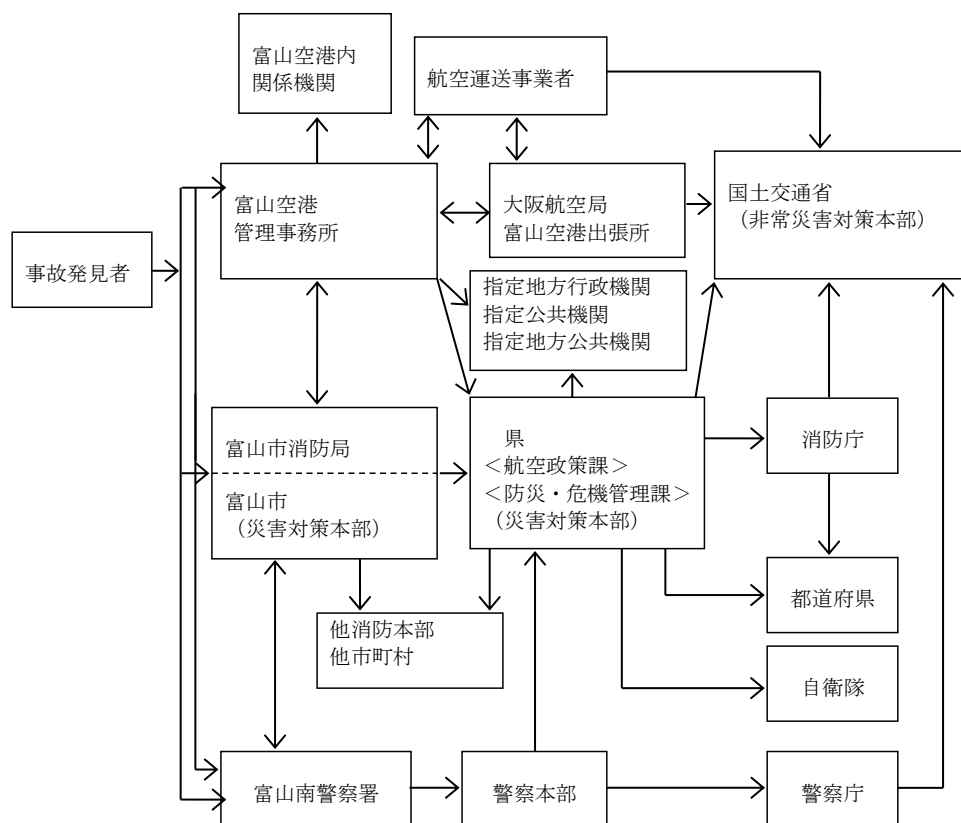
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

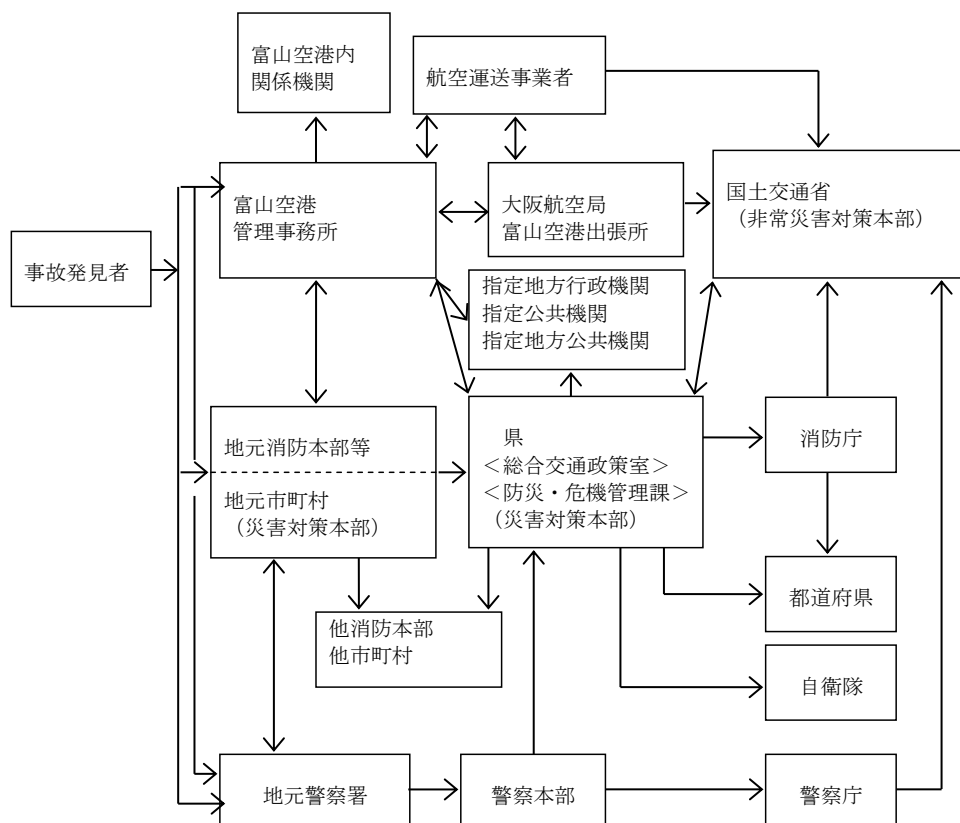
県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

ア 富山空港及びその周辺における航空災害の場合



イ その他の県の地域における航空災害の場合



(2) 被害情報等の伝達手段

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

県、航空運送事業者及び市町村は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちに事故の状況、被害状況を国土交通省及び県に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県は速やかに国土交通省（大阪航空局富山空港出張所）、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、国土交通省（大阪航空局富山空港出張所）、消防庁、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

ウ 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

オ その他の機関

被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者及び防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（1）広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、航空災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況、航空機の運航状況）、空港施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（2）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（3）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 捜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県交通政策局、県警察本部、市町村）

- (1) 大阪航空局富山空港出張所は、搜索活動を行う関係機関に情報を伝達する。
- (2) 消防、警察、県及び市町村は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。
- (3) 伏木海上保安部は、海上における搜索活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ県及び市町村の実施する活動を支援するものとする。
- (4) 自衛隊は、必要に応じて搜索活動を実施する。

2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県交通政策局、県警察本部、市町村）

(1) 富山空港及びその周辺での航空災害の場合

次によるほか、(2) その他の地域での航空災害の場合に準ずるものとする。

ア 県（富山空港管理事務所）は、富山空港及びその周辺において航空災害が発災した場合には、速やかに被害状況を把握するとともに、「富山空港消火救難対策業務実施要領」に基づき、富山空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関からなる消火救難隊を編成して、救出救護活動を行うものとする。

イ 富山市は、「富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に救出救護活動を行うものとする。また、負傷者等が発生した場合は、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送するものとする。

（資料「 4-19 富山空港内消防等設備」

「12-11-1 富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」）

(2) その他の地域での航空災害の場合

ア 救助活動

(ア) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、空港関係機関等からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(イ) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救援活動を行う。

(ウ) 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

イ 救急活動

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

(ア) 救急要請への対応

- a 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- b 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

(イ) 医療機関等との連携

- a 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- b 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(ウ) ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。

(3) 海上保安部の活動

伏木海上保安部は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、さらに可能な場合は、必要に応じ又は依頼等に基づき、県及び市町村の活動を支援するものとする。

3 消火活動（県危機管理局、県交通政策局、市町村）

(1) 富山空港及びその周辺での航空災害の場合

次によるほか、(2) その他の地域での航空災害の場合に準ずるものとする。

ア 県（空港管理事務所）は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。

イ 富山市及び富山空港消火救難隊は、化学消防活動を重点に実施するものとする。

ウ 富山市長は、災害規模が大で、当該市町の消防力だけでは対処できない場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて応援要請するものとする。

(2) その他の地域での航空災害の場合

ア 消防は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 災害現場の市町村は、災害規模が大で、当該市町村の消防力だけでは対処できない場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて応援要請するものとする。

ウ 災害現場以外の市町村は、同協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 県公安委員会及び道路管理者は、航空災害の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。
- (2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- (3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、市町村、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 行方不明者の捜索

航空災害が山間地等で発生した場合には、行方不明者が広範囲にわたり発生することが予想される。このため警察は、消防、自衛隊等関係機関との連携を図りながら行方不明者の捜索、早期発見に努める。

1 部隊の投入による広範囲な捜索（県警察本部）

必要に応じて、広域緊急援助隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な搜索活動を実施する。

2 関係機関と連携した効率的な搜索（県警察本部）

関係機関の対策本部等へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防等との連携により、効率的に行方不明者を搜索する。

3 警察犬、災害救助犬の活用（県危機管理局、県警察本部）

搜索にあたっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。

第9 遺体の搜索、処理及び埋葬

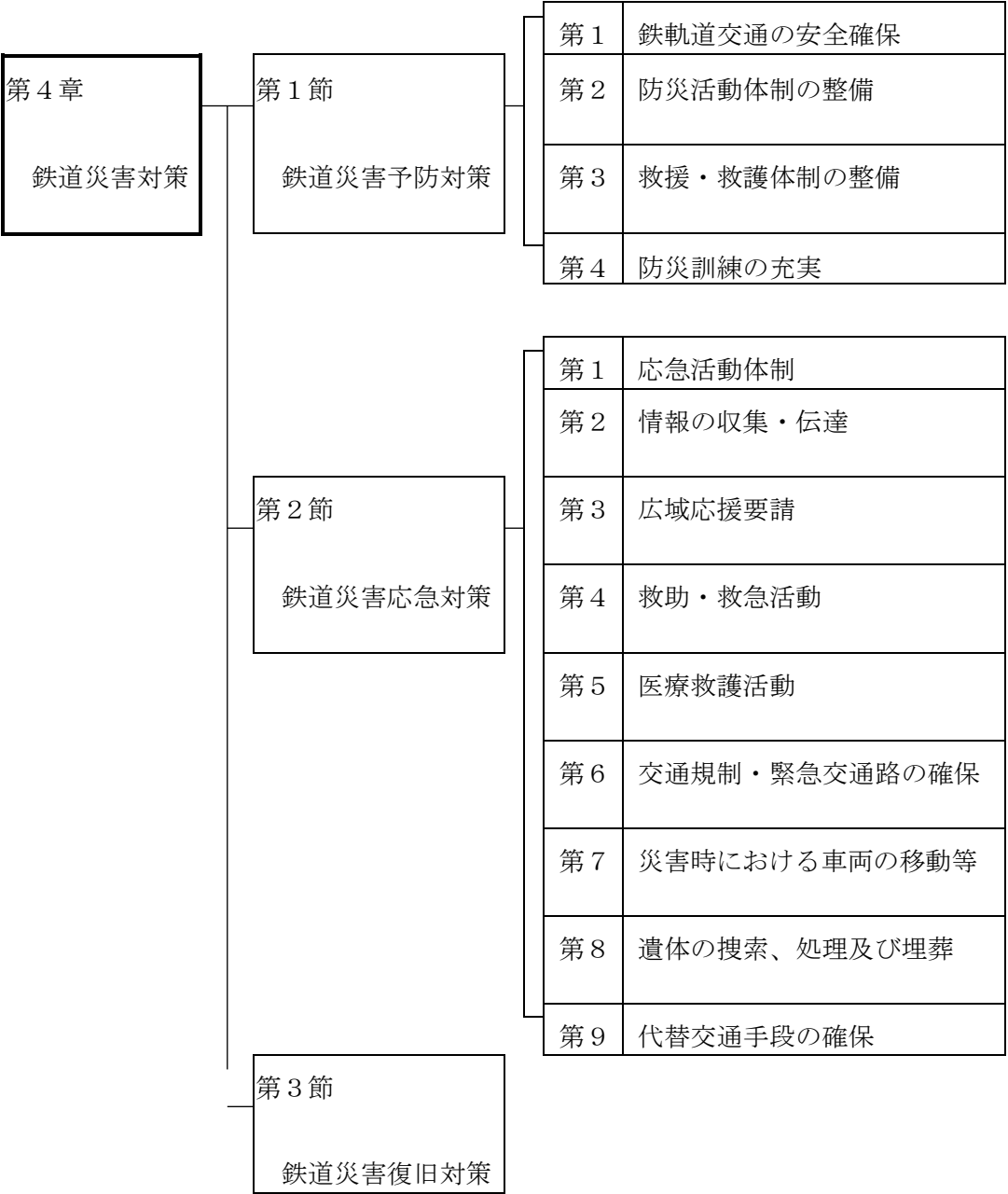
「風水害編第2章第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」 参照

第4章 鉄道災害対策

本章では、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

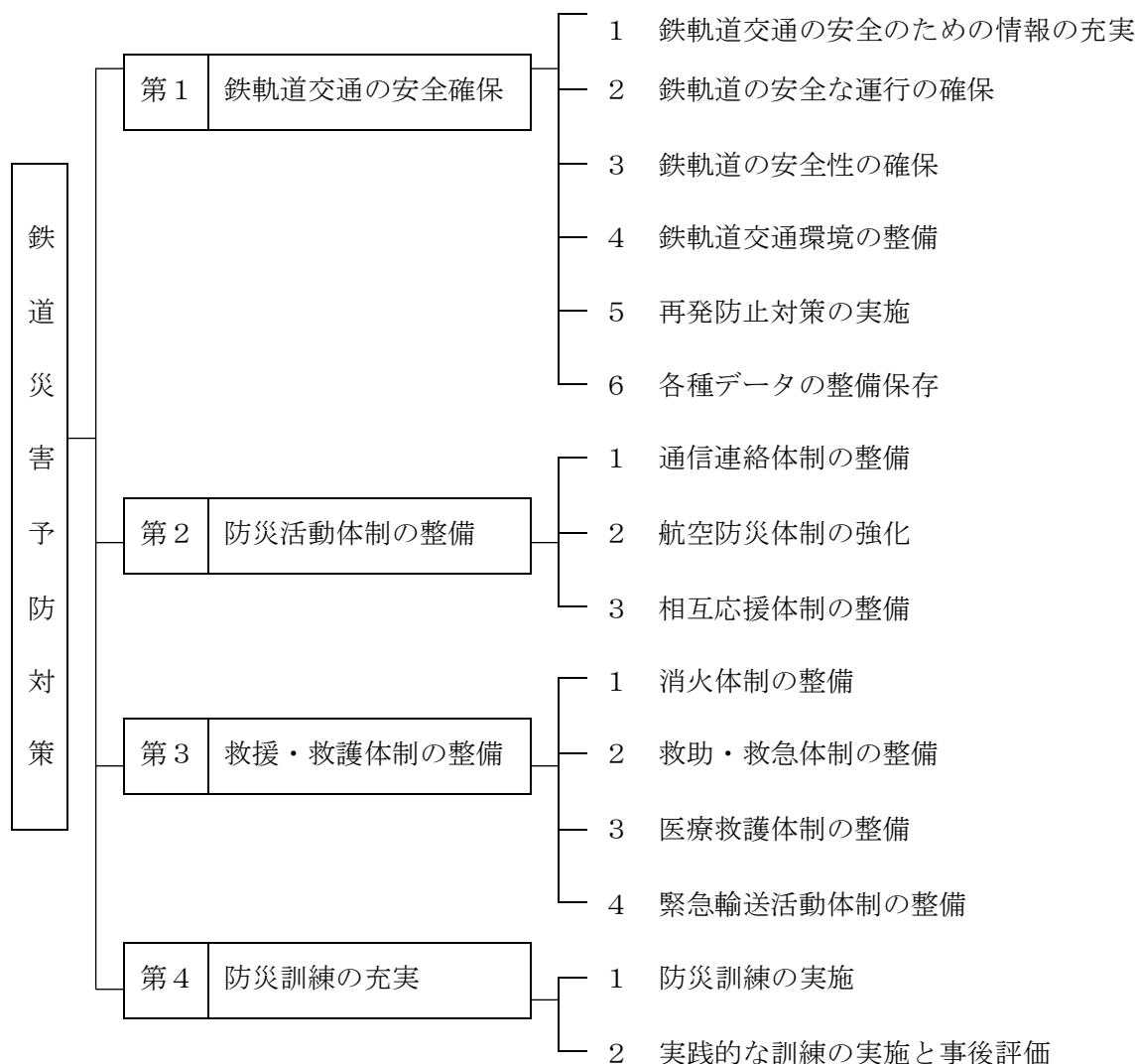
なお、本章に定めるもの以外で必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 鉄道災害予防対策

対策の体系



第1 鉄軌道交通の安全確保

鉄道災害の発生防止のためには、鉄軌道交通の安全確保が基本である。

このため、鉄軌道事業者はじめ防災関係機関は、鉄軌道交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（県交通政策局、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（1）気象情報の伝達

富山地方気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・

火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

（２）防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

２ 鉄軌道の安全な運行の確保（県交通政策局、北陸地方整備局、県土木部、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）列車防護用具等の整備

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置が講じることができるよう、また、自然災害又はその他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

（２）職員の教育訓練

鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

（３）施設の点検・監視

鉄軌道事業者は、土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

（４）土砂災害対策・海岸保全対策の推進

国の関係機関及び県は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化防止のため、主要な交通施設の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

３ 鉄軌道の安全性の確保（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上

を図るとともに、車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術水準に反映させるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

(3) 鉄軌道事業者は、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

4 鉄軌道交通環境の整備（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）

(1) 線路防護設備の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護設備の整備の促進に努めるものとする。（資料「６－７ 鉄道施設の現況及び事業計画」）

(2) 運転保安設備の整備

鉄軌道事業者は、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

(3) 踏切道の改良促進

道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

5 再発防止対策の実施（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

6 各種データの整備保存（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造等の資料を整備するよう努めるものとする。

第２ 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）

（１）鉄軌道事業者の通信連絡体制

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のため指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

（２）県及び市町村等の通信連絡体制

「風水害編第１章第４節第５ 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第１章第４節第11 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第１章第４節第12 相互応援体制の整備」参照

第３ 救援・救護体制の整備

1 消火体制の整備（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）鉄軌道事業者の体制

鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

（２）消防機関等の体制

「火災編第１章第６節第１ 消防力の強化 ２ 消火体制等の整備」参照

2 救助・救急体制の整備（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）鉄軌道事業者の体制

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難誘導等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

イ 鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための車両の整備に努めるものとする。

（２）消防機関等の体制

「風水害編第１章第５節第１ 消防力の強化 １ 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第１章第５節第２ 医療救護体制の整備」参照

4 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- （１）警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- （２）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- （３）警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第４ 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）

- （１）鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防を始めとする県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するものとする。
- （２）鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（県交通政策局、市町村、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

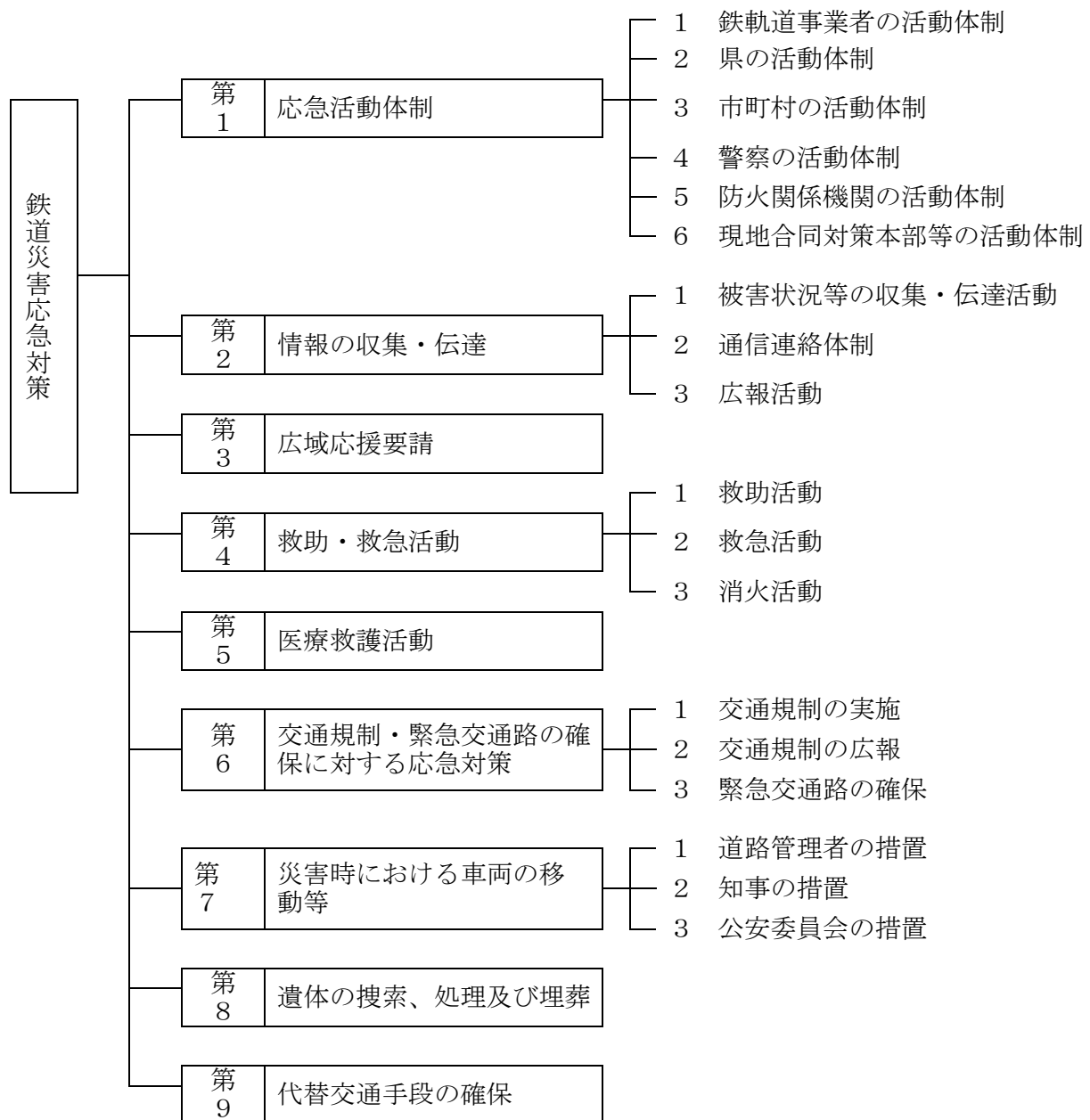
- （１）鉄軌道事業者、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫する。
- （２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 鉄道災害応急対策

鉄軌道において多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄軌道事業者、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 鉄軌道事業者の活動体制（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。

（２）鉄軌道事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等の設置等の必要な体制をとるものとする。

（３）各鉄軌道事業者の活動体制

ア 西日本旅客鉄道株式会社の活動体制

（ア）災害の規模に応じて現地対策本部、支社に支社対策本部を設置するとともに、非常召集を行い救援及び復旧の迅速化を図るものとする。

（イ）対外機関の応援を必要とするときの要請及び要請者を定め、あらかじめ協力を依頼しておくこととし、また、関係協力会社との連携を密にし速やかや復旧体制をとることとする。

（ウ）災害が発生したときは、二次災害の防止を図るため関係列車の停止手配、負傷者等の救護を最優先としその状況を直ちに支社へ報告することとする。

イ あいの風とやま鉄道・万葉線株式会社の活動体制

「重大事故発生時における事故の通報と救急処理手続」に定めるところにより、速やかに活動体制を確立する。

2 県の活動体制（県危機管理局）

知事は、大規模な鉄道災害が発生した場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

（１）職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第２章第３節第１ 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

（ア）知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

(イ) 各部局長は、被害の種類、規模、発生 の 時期によつて、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(2) 関係課連絡会議の開催

大規模な鉄道災害が発生した場合は、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

(4) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

対 なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 市町村の活動体制（市町村）

(1) 責務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な鉄道災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を發揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するととも

に、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制（県警察本部）

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

（１）責務

大規模な鉄道災害が発生した場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、鉄軌道事業者、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

（２）活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、鉄軌道事業者、県、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場、最寄の駅舎又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は、本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第２ 情報の収集・伝達

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

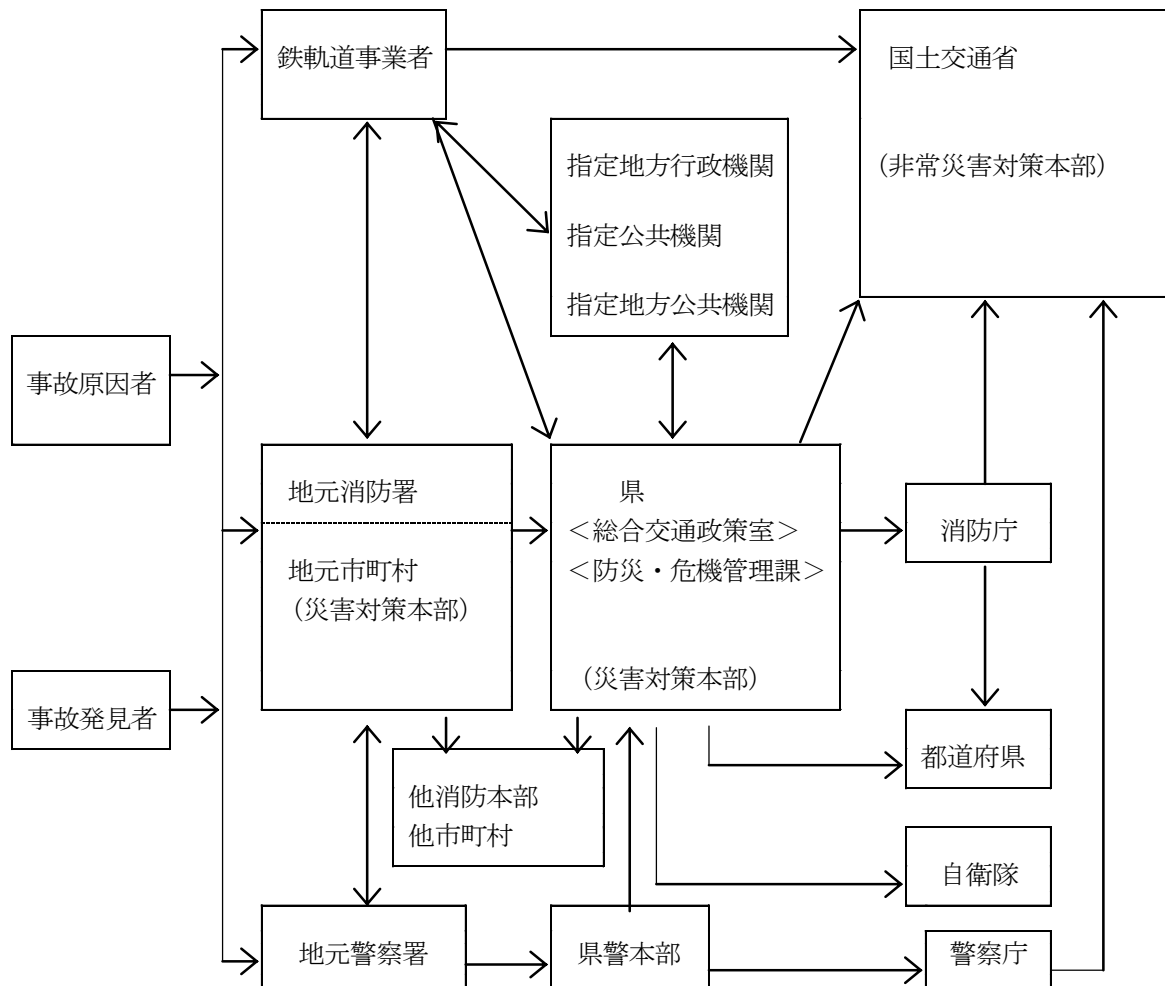
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

鉄軌道事業者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

（１）被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

鉄軌道事業者、県、市町村及び警察は、大規模な鉄道災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 鉄軌道事業者

(ア) 大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄軌道事業者は速やかに国土交通省、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関に事故の状況、被害の状況を連絡するものとする。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、国土交通省、県、市町村及び防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 県は、鉄道事業者等から受けた情報を他市町村、防災関係機関へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(エ) また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、消防庁に報告する。

ウ 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

(1) 広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状

況、鉄軌道の運行状況、代替交通手段等）、鉄道施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（２）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（３）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第３ 広域応援要請

「風水害編第２章第６節 広域応援要請」参照

第４ 救助・救急活動

１ 救助活動（自衛隊、県交通政策局、県警察本部、市町村、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

消防、警察、自衛隊及び鉄軌道事業者は、鉄道災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

（１）情報の収集・伝達

消防・警察は、１１９番・１１０番通報、鉄軌道事業者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

（２）鉄軌道事業者の救助活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

（３）消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

（４）救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動（県危機管理局、県警察本部、市町村）

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

（１）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する負傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

（２）医療機関等との連携

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

（３）ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

3 消火活動（県交通政策局、市町村、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

（１）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

（２）消防は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

（３）災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

（１）県公安委員会及び道路管理者は、鉄道災害の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。

- (2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき（一社）富山県
警 備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- (3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、市町村、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照

第9 代替交通手段の確保（県交通政策局、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策

第1 施設及び車両の復旧事業（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

第2 復旧予定時期の明示（県交通政策局、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）

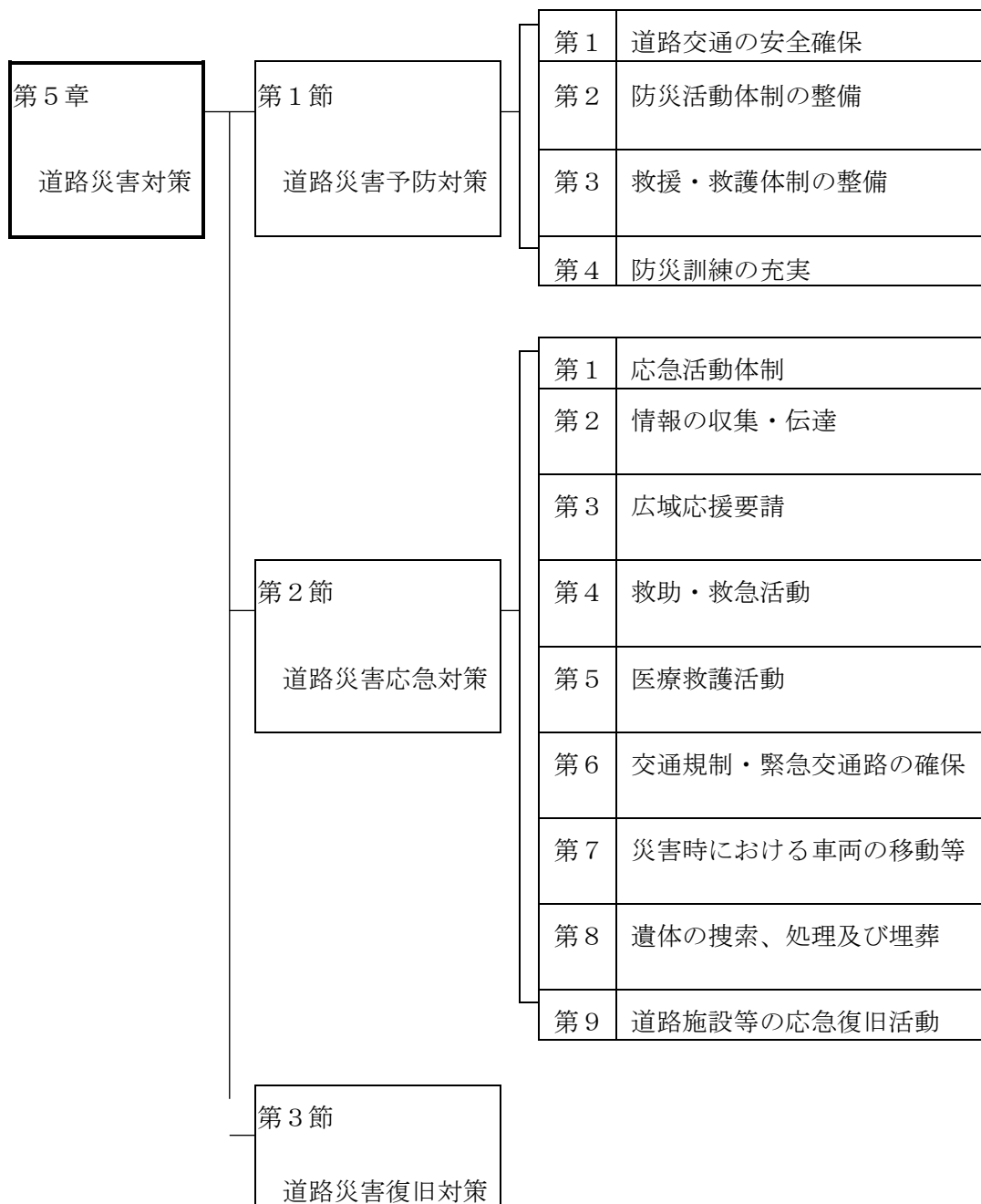
鉄軌道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第5章 道路災害対策

本章では、道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

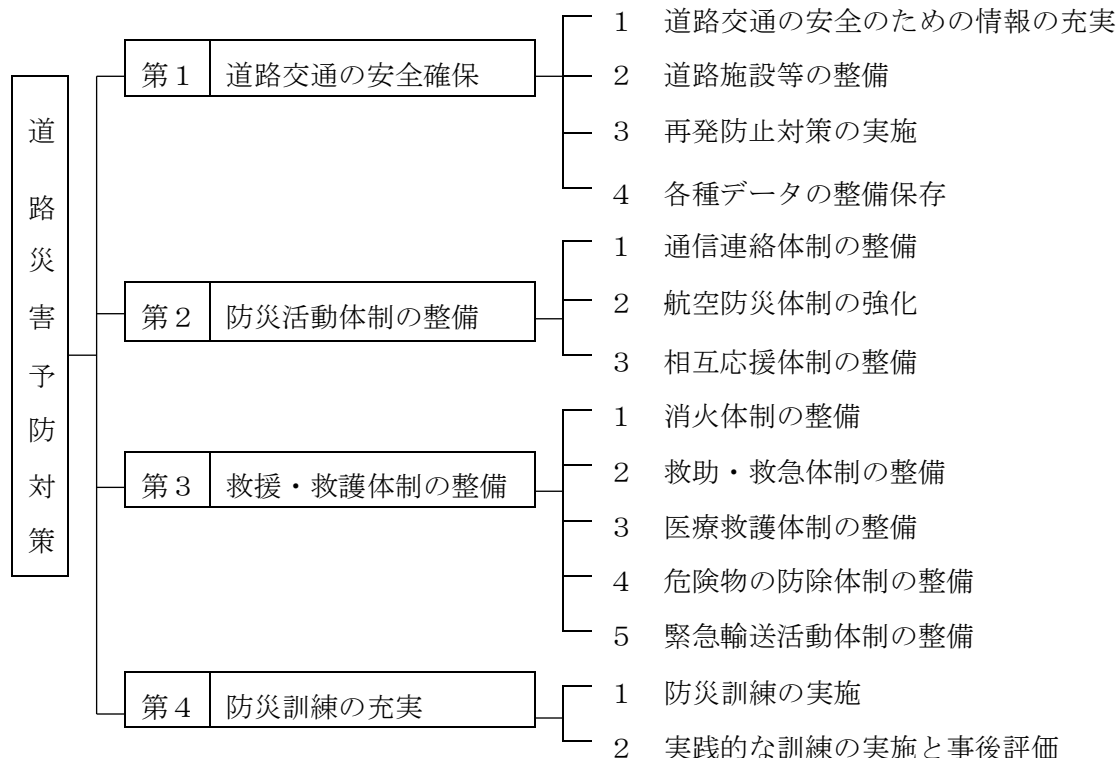
なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 道路災害予防対策

対策の体系



第1 道路交通の安全確保

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本である。

このため、道路管理者はじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

1 道路交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、県警察本部、各道路管理者）

（1）気象情報の伝達

ア 富山地方気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警報体制の整備、情報の提供、気象知識等の普及等を行う。

イ 道路管理者は、富山地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、富山地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

（資料「10-6 国土交通設省管理道路情報板設置状況」）

(2) 異常現象の発見及び情報提供

ア 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(3) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

2 道路施設等の整備（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、各道路管理者）

(1) 道路施設の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図るものとする。

ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

エ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。（資料「6-1-1 県内道路整備状況」）

オ 土砂災害対策・海岸保全対策の推進

国の関係機関及び県は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化防止のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

3 再発防止対策の実施（各道路管理者）

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

4 各種データの整備保存（各道路管理者）

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第12 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

1 消火体制の整備

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

2 救助・救急体制の整備

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 危険物の防除体制の整備（県関係部局、市町村、各道路管理者）

道路管理者、県、市町村及び消防は、事故車両からの危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- （1）警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- （2）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- （3）警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。

第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関、各道路管理者）

- （1）道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図るものとする。
- （2）道路管理者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（県関係部局、市町村、各道路管理者）

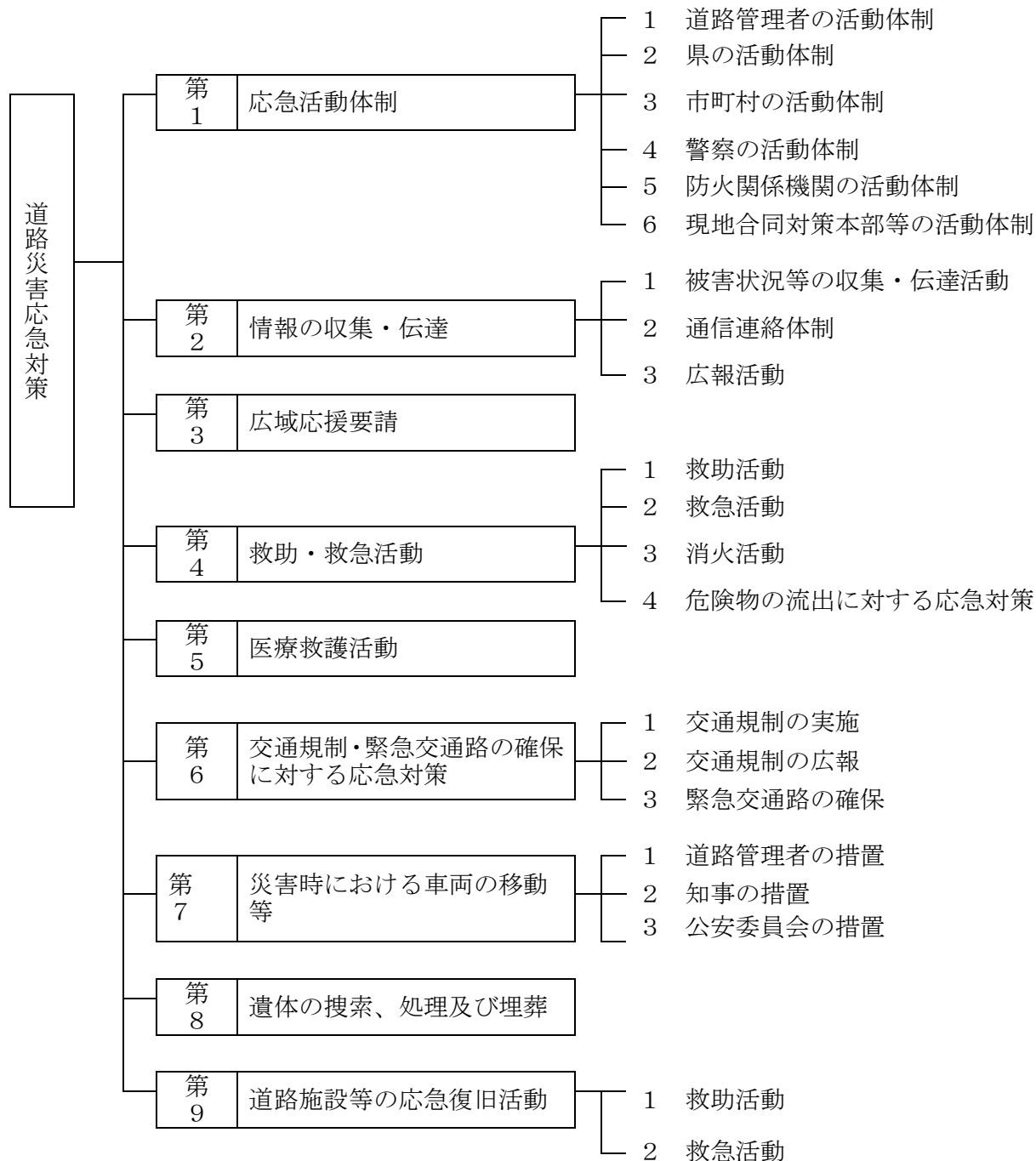
- （1）道路管理者、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- （2）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 道路災害応急対策

道路構造物の被災等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 道路管理者の活動体制（各道路管理者）

（１）道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

（２）道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。

2 県の活動体制（県危機管理局）

知事は、大規模な道路災害が発生した場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

（１）職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第２章第３節第１ 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

（ア）知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

（イ）各部局長は、被害の種類、規模、発生 of 時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

（２）関係課連絡会議の開催

大規模な道路災害が発生した場合には、事故及び被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

（３）事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し応急対策にあたる。

（４）災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 市町村の活動体制

(1) 責 務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な道路災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を發揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び防災関係機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

(1) 責務

大規模な道路災害が発生した場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、道路管理者、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定

地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、道路管理者、県、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第2 情報の収集・伝達

道路管理者、県、市町村、警察及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

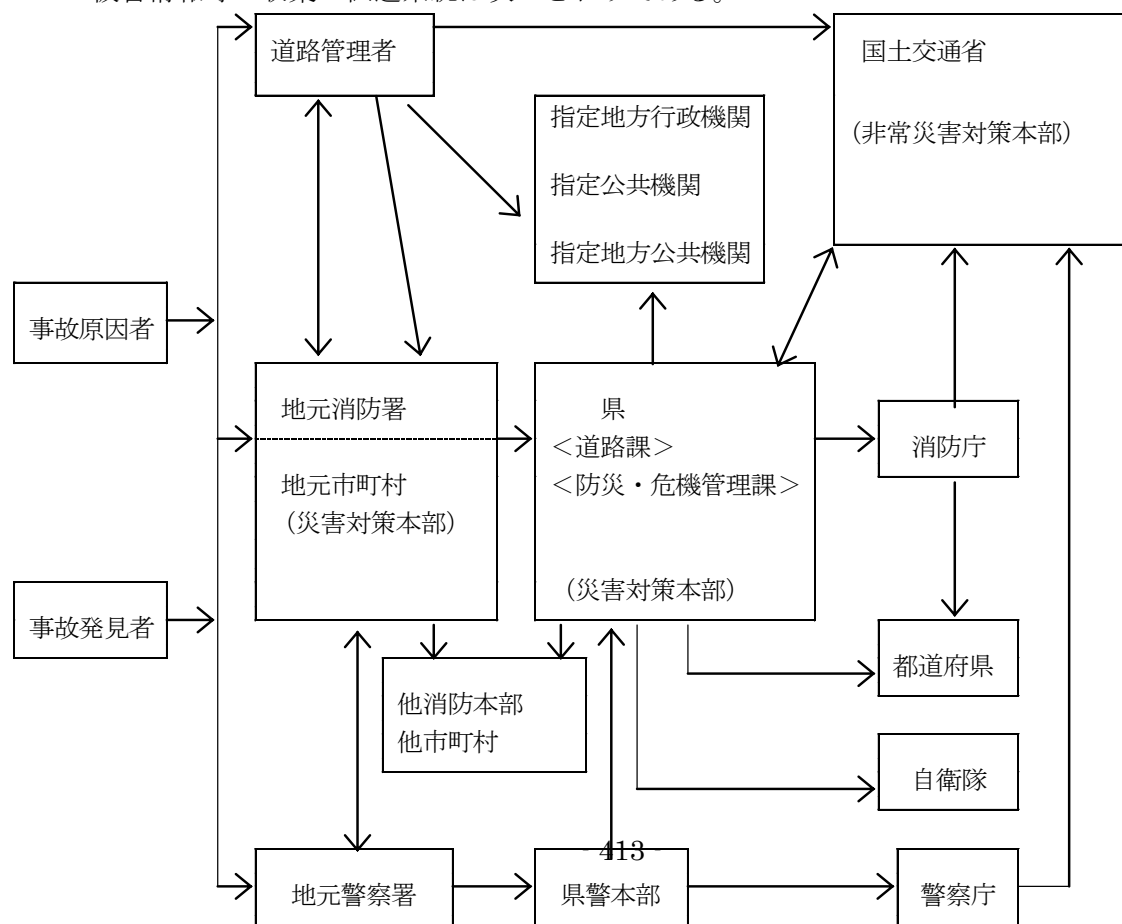
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

道路管理者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

（1）被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

道路管理者、県、市町村及び警察は、大規模な道路災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 道路管理者

(ア) 大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、国土交通省、県、市町村及び防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 県は、道路管理者等から受けた情報を他市町村、防災関係機関へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(エ) また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、消防庁に報告する。

ウ 市町村

市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

（1）広報の内容

ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況、バスの運航状況等）、道路施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

（2）防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

（3）関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 救助活動（自衛隊、県警察本部、市町村、各道路管理者）

消防、警察、自衛隊及び道路管理者は、道路災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

（１）情報の収集・伝達

消防・警察は、１１９番・１１０番通報、道路管理者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

（２）道路管理者の救助活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

（３）消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

（４）救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では応対が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動（県危機管理局、県警察本部、市町村）

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

（１）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。（資料「６－９ 高速自動車道における救急体制」）

（２）医療機関等との連携

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

（３）ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛

隊に応援を要請する。

3 消火活動（市町村、各道路管理者）

- （１）道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。
- （２）消防は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- （３）災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策（県警察本部、各道路管理者）

（１）道路管理者の措置

道路管理者は、事故車両等からの危険物の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

（２）警察及び消防の措置

消防及び警察は危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

- （１）県公安委員会及び道路管理者は、道路災害の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。
- （２）この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき（一社）富山県警 備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- （３）県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し

緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するた

めに広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照

第9 道路施設等の応急復旧活動

1 道路管理者の措置（各道路管理者）

- （1）迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- （2）道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 警察の措置（県警察本部）

- （1）災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- （2）災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3節 道路災害復旧対策

第1 道路施設の復旧事業（各道路管理者）

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

第2 復旧予定時期の明示（各道路管理者）

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

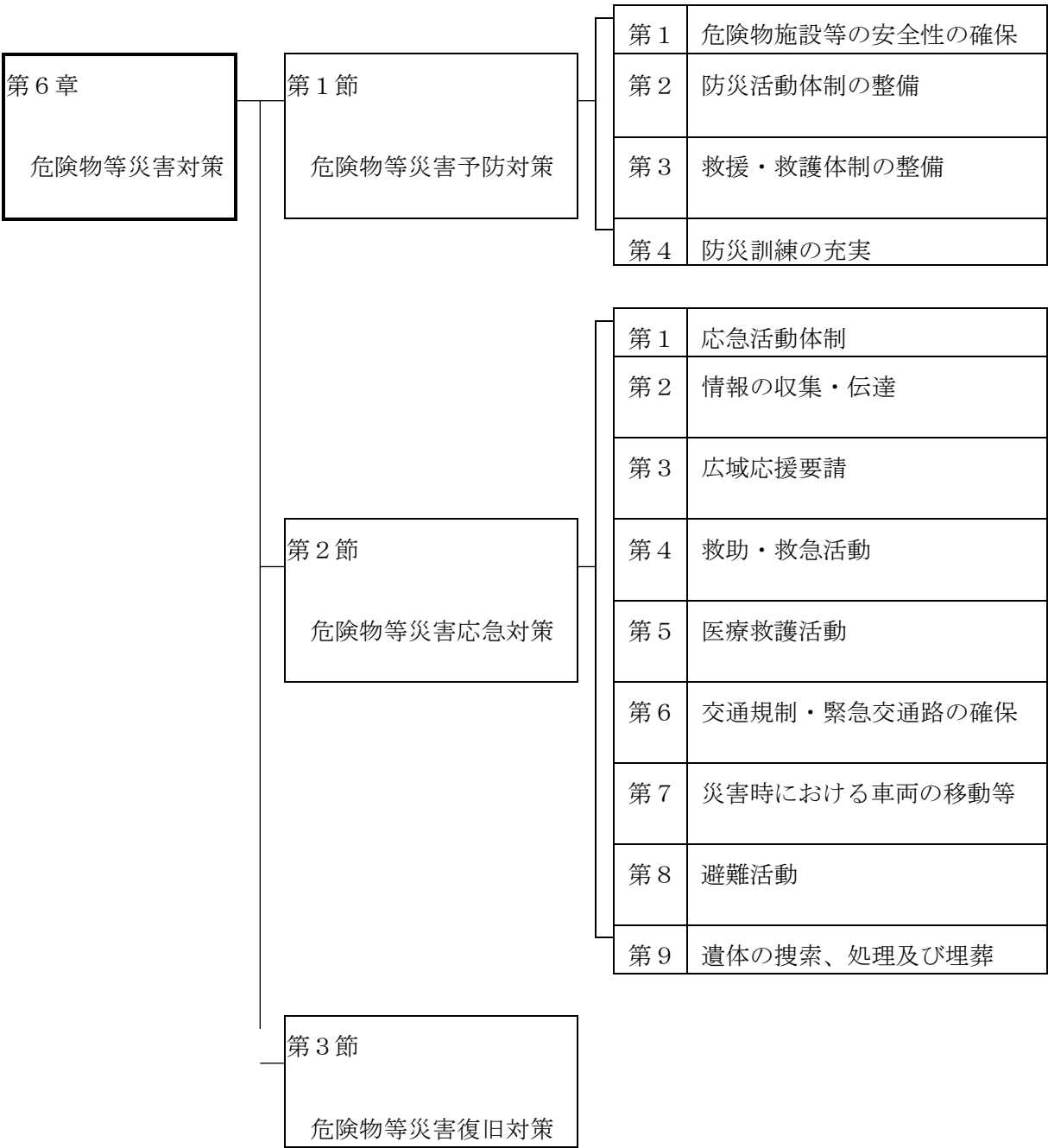
第6章 危険物等災害対策

本章では、石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る危険物等災害対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講ずるものとする。

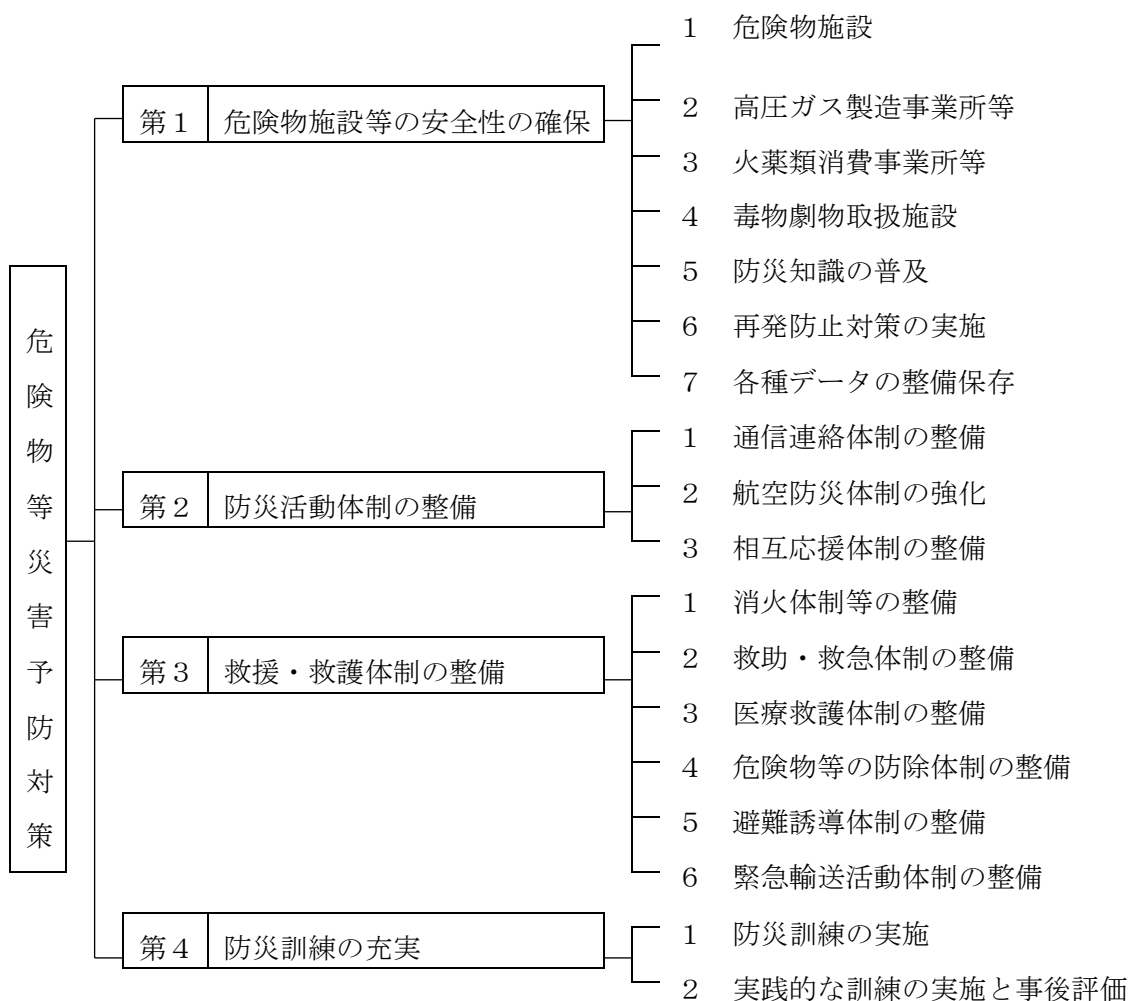
計画の体系



第1節 危険物等災害予防対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の貯蔵又は取扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になりうることや他の原因によって災害を拡大せしめる要因となることから、関係事業者、県及び市町村は災害発生防止のための対策を積極的に推進するものとする。

対策の体系



第1 危険物施設等の安全性の確保

1 危険物施設（県危機管理局、市町村）

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。

(1) 県及び市町村等の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 危険物輸送の安全化

県、市町村及び警察は、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア 施設の安全確保

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

イ 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

ウ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。（資料「3-19 危険物規制対象施設数一覧表」）

2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局）

高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や毒性ガスの漏えい等の事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、県は、高圧ガスの製造及び貯蔵等関係施設の適正な維持・管理や、高圧ガスの取扱基準の遵守等について、保安検査や立入検査の実施をはじめとする措置を講ずるとともに、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努める。

(1) 県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県は、高圧ガス関係施設の位置、構造及び設備の状況、取扱いの方法が、高圧ガス関係法令に定められた基準に適合しているかについて保安検査や立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の長に対し、災害防止上必要な指導や命令を行う。

イ 高圧ガス取扱者に対する保安教育

県は、保安係員等高圧ガスの取扱い作業従事者に対し、高圧ガス保安に関する講習を実施し、その資質の向上、保安意識の高揚に努める。

エ 高圧ガス輸送の安全

県は、高圧ガス積載走行車両の転倒や転落、高圧ガス容器の落下や流出等を防止するとともに、警戒標識の表示、消火器や防災資機材の携帯等の輸送従事者の義務を遵守させるために、車両の常置場所においての立入検査や路上での取締りを実施し、車両等の保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努める。

オ 関係保安団体との連携・協力

県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発、保安診断の実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。

(2) 事業所の措置

ア 施設の保全と設備管理

事業所の長は、施設基準の維持・管理及び定期自主点検を励行し、高圧ガス設備の安全性向上に努める。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、危害予防規程の内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。

また、隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。

ウ 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材の整備に努める。

エ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

オ 運転の緊急停止

大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動して危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努める。

カ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努める。

(資料「３－２２ 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

3 火薬類消費事業所等（県危機管理局）

火薬類の消費場所や火薬庫において事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、県は、火薬類の関係施設の維持・管理や取扱基準の遵守等について、保安検査や立入検査の実施をはじめとする措置を講ずるとともに、関係団体との連携協力により、自主保安体制の推進を図り、火薬類による事故の未然防止に努める。

(1) 県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県は、火薬庫等の貯蔵施設の位置、構造及び設備の状況、火薬類の取扱いの方法が、火薬類取締法に定められた基準に適合しているかについて保安検査や立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の長等に対し、災害防止上必要な指導や命令を行う。

イ 火薬類取扱者に対する保安教育

県は、取扱保安責任者等火薬類の取扱い作業従事者に対し、火薬類の保安に関する講習を実施し、その資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 関係保安団体との連携・協力

県は、火薬類取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、火薬類保安協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費場所のパトロールの実施等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。

(2) 事業所の措置

ア 施設の保全と設備管理

事業所の長は、火薬庫等の施設基準の維持・管理及び定期自主点検を励行し、関係設備の安全性向上に努める。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、保安教育計画を定めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図る等、自主保安体制の確立に努める。

ウ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

エ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した事故想定訓練を実施する等、二次災害防止に努める。

(資料「３－２３ 火薬庫並びに販売、製造所」)

4 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

(1) 毒物劇物取扱施設における予防対策

毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、災害予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する

イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。（資料「3-24 毒物劇物製造、販売所等」）

(2) 学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止

イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止

ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止

エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底

オ 初期消火用資機材の整備

5 防災知識の普及（県関係部局、市町村）

県、市町村及び事業者等は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

6 再発防止対策の実施（県関係部局、市町村）

県、市町村及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

7 各種データの整備保存（県関係部局、市町村）

県、市町村及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等

の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備

「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」参照

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第12 相互応援体制の整備」参照

第3 救援・救護体制の整備

1 消火体制等の整備

「火災編第1章第6節第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」参照

2 救助・救急体制の整備

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

3 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

4 危険物等の防除体制の整備（県関係部局、市町村）

- （1）県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。
- （2）県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。
- （3）県及び市町村は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備するものとする。

5 避難誘導体制の整備

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画」参照

6 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）

- （１）警察及び道路管理者等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- （２）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、（一社）富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。
- （３）警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。
- （４）警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第４ 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（伏木海上保安部、県警察本部）

- （１）消防、警察及び海上保安部は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- （２）自衛防災組織、消防・警察等防災関係機関及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- （３）訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（県関係部局、市町村）

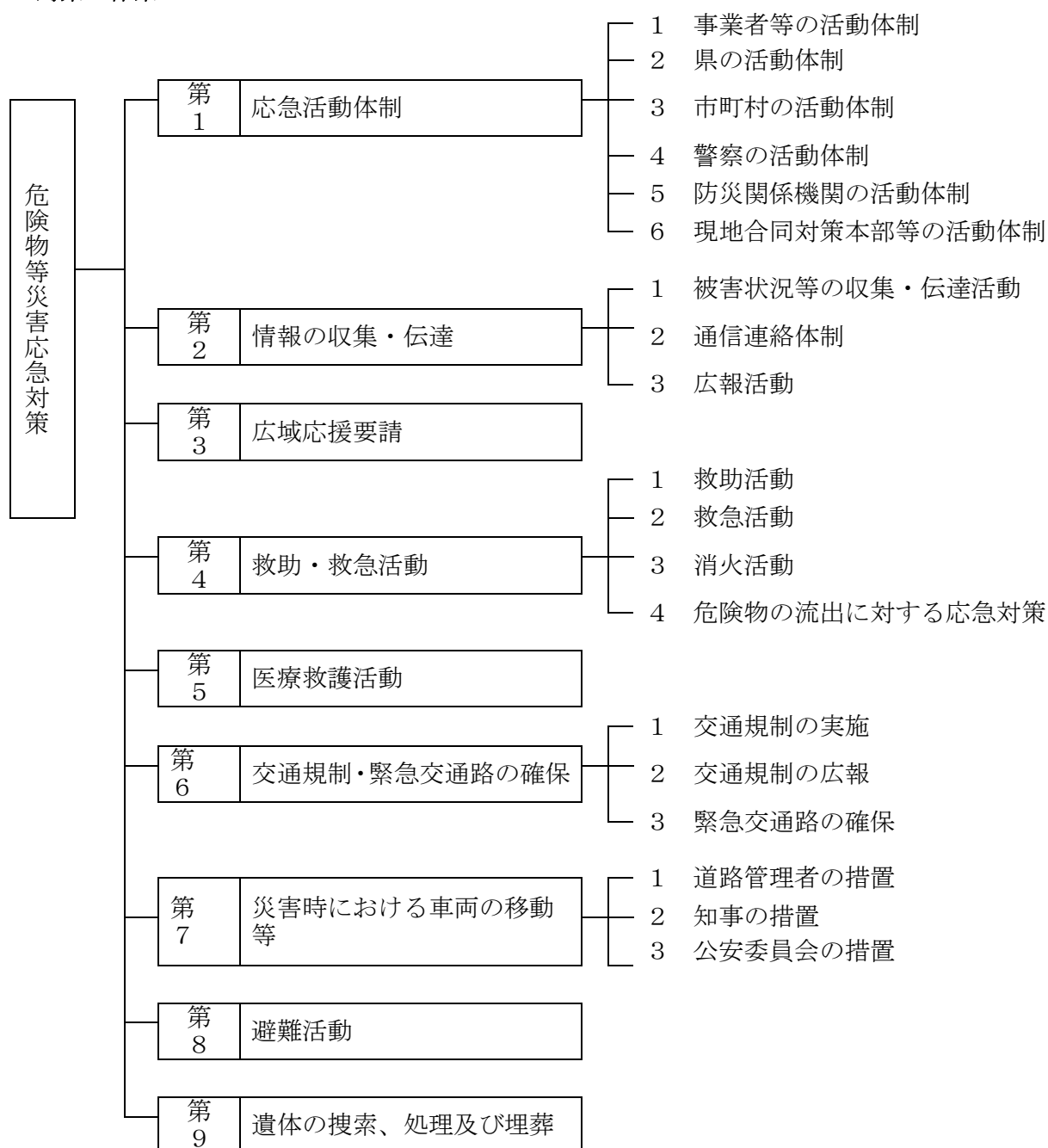
- （１）自衛防災組織、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- （２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 危険物等災害応急対策

大量の危険物を有する危険物施設、高圧ガス製造事業所等、火薬類消費事業所等及び毒物劇物取扱施設において、火災、爆発、漏えい、有毒ガスの発生などの大規模な事故が発生した場合は、事業者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

対策の体系



第1 応急活動体制

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、事業者、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 事業者等の活動体制（各事業者）

事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。

（1）大量の危険物を有する危険物施設

災害が発生した場合、危険物の火災、漏えいが考えられる。その場合、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた、的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講じるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関等関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。（資料「3-19 危険規制対象物施設数一覧表」）

（2）高圧ガス製造事業所等

高圧ガスの製造事業所、貯蔵所及び消費事業所において、高圧ガスの漏えい等の事故が発生した場合、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、事業所においては、危害予防規程等に定められた防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、事故の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、高圧ガスの漏えい等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、危害予防規程等に基づき直ちに高圧ガスの取扱い作業を中止し、可燃性ガスによる爆発や火災の初期消火活動、毒性ガスの除害活動等を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設の点検等の応急措置に努める。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。

ウ 県、市町村及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

(資料「３－２２ 高圧ガス製造、貯蔵」)

(３) 火薬類消費事業所等

火薬類の消費場所や火薬庫において、火薬類による事故が発生した場合、作業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、事業所においては、防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、火薬類による事故が発生し、若しくは火薬類が危険な状態となった場合には、直ちに火薬類の取扱い作業を中止し、初期消火活動や負傷者等の救出活動の対策を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設点検等の応急措置に努める。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、火薬類の回収、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。

ウ 県、市町村及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

(資料「３－２３ 火薬庫並びに販売、製造所」)

(４) 毒物劇物取扱施設

毒物劇物保管施設で事故が発生した場合、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上、周辺地域住民に対して大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合、施設の責任者は、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を行うとともに、保健所、消防、警察又は海上保安部に通報するものとする。

イ 施設の管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。(資料「３－２４ 毒物劇物製造、販売所等」)

(５) 学校における毒物劇物取扱対策

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が災害により被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに学生及び周辺住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

ア 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること。

イ 毒物劇物の保管場所に近づく者がいないよう、ロープ張りや立看板の設置等、注意を喚起する措置をとること。

ウ 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと。

2 県の活動体制（県危機管理局）

知事は、大規模な危険物等災害が発生した場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて事故対策本部又は災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

（１）職員の非常配備

ア 非常配備基準

職員の非常配備基準は、被害の程度等に応じ、「風水害編第２章第３節第１ 県の活動体制」に定める非常配備基準に準じた体制をとるものとする。

イ 配備指令

（ア）知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。

（イ）各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

（２）関係課連絡会議の開催

大規模な危険物等災害が発生した場合には、事故及び被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整、事故対策本部又は災害対策本部設置の検討等を行うため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するものとする。

（３）事故対策本部の設置

知事は、収集された情報により多数の死傷者が発生している場合又はそのおそれがある場合若しくは広範囲に被害が及ぶおそれがある場合で、必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、応急対策にあたる。

（４）災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

知事は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため必要と認める場合は、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたるものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災現地における応急対策のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

ウ 災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の組織、運営要領は「風水害編第２章第３節第１ 県の活動体制」に定めるとおりとする。

3 市町村の活動体制

(1) 責務

市町村は、当該市町村の地域で大規模な危険物等災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 市町村は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。

ウ 市町村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

4 警察の活動体制

富山県警察災害警備計画に定めるところによるものとする。

5 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

(1) 責務

大規模な危険物等災害が発生した場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に係わる応急対策を実施するとともに、事業者、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

イ 県災害対策本部長は、応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

6 現地合同対策本部等の設置（各防災関係機関）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、事業者、県、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、各防災関係機

関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第2 情報の収集・伝達

県、市町村、警察及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

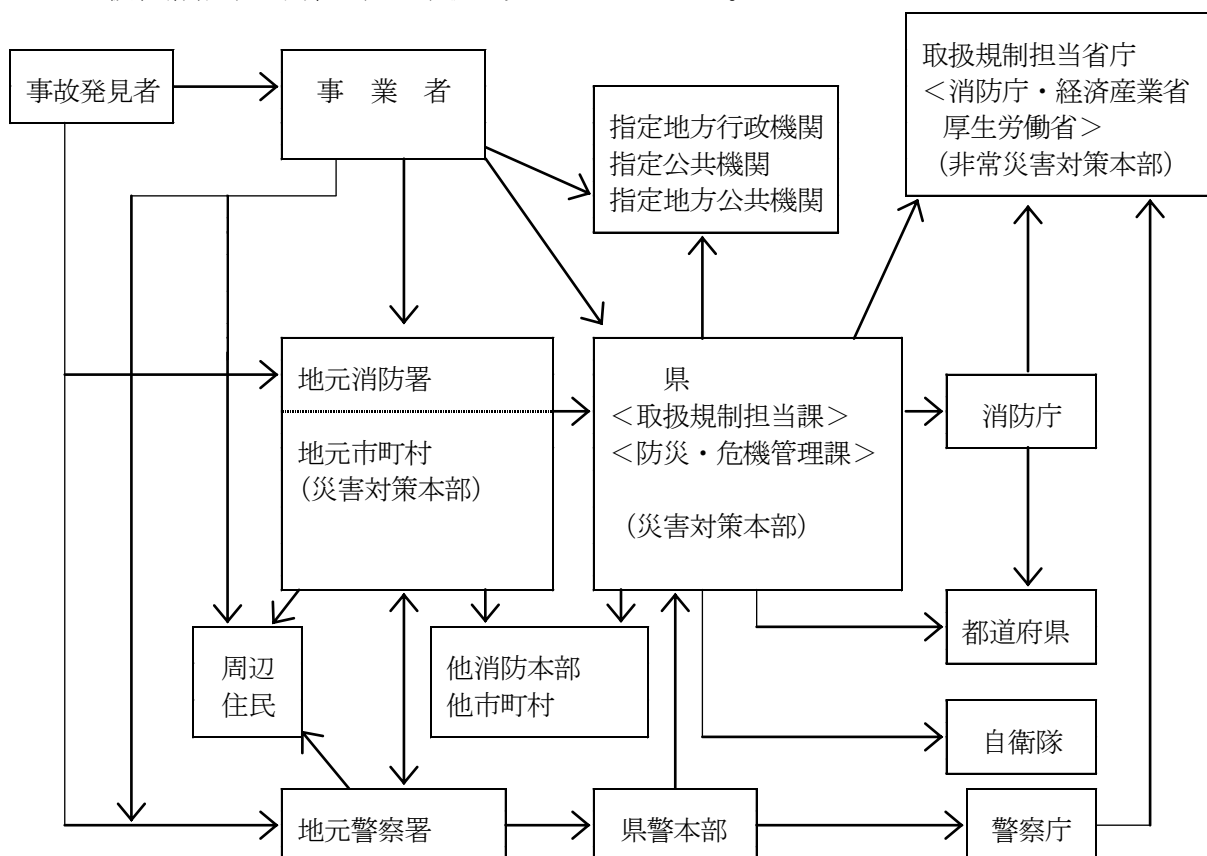
1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

事業者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

（1）被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



（2）被害情報等の伝達手段

事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

事業者、県、市町村及び警察は、大規模な危険物等災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は速やかに県、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、県、市町村及び防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県

(ア) 県は、事業者等から受けた情報を他市町村、防災関係機関へ連絡する。

(イ) 県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。

(ウ) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに取扱規制担当省庁及び消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(エ) また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、取扱規制担当省庁及び消防庁に報告する。

ウ 市町村

市町村は（防災担当課及び消防本部）、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

エ 警察

警察は、必要に応じ、警察ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムにより被害規模の把握を行い、状況を関係機関に連絡する。

また、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 通信連絡体制（各防災関係機関）

事業者、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

3 広報活動（各防災関係機関）

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

(1) 広報の内容

ア 被災者等への情報

防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県民への的確な情報

防災関係機関は、県民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況）、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

(2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行うものとする。

(3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第3 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第4 救助・救急活動

1 救助活動（自衛隊、県警察本部）

消防、警察、自衛隊及び事業者は、危険物等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

(1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、事業者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 事業者の救助活動

事業者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

(3) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

2 救急活動（県危機管理局、県警察本部、市町村）

消防は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

（１）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

（２）医療機関等との連携

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

（３）ヘリコプターの活用

県及び市町村は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。

3 消火活動（伏木海上保安部、市町村）

（１）消防、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

（２）災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

（３）伏木海上保安部は、海上における消火活動を行うものとし、さらに可能な場合は、必要に応じ又は依頼に基づき、県及び市町村の活動を支援するものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策（伏木海上保安部、県生活環境文化部、県警察本部、市町村）

（１）大量の油等が海上に排出された場合は、事故の原因者は防除措置を講ずるものとする。

（２）消防、警察は、危険物等が海上に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導

活動を行うものとする。

- (3) 伏木海上保安部は、危険物等が大量に海上に流出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。
- (4) 県及び市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第5 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第6 交通規制・緊急交通路の確保

1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

- (1) 県公安委員会及び道路管理者は、危険物等災害の発生による道路交通の混乱を防止し、周辺住民の避難誘導、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要な交通規制を実施する。
- (2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて協定に基づき（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。
- (3) 県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

2 交通規制の広報（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

3 緊急交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、降雪時においても緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、

緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

第7 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第8 避難活動

「風水害編第2章第9節 避難活動」参照

第9 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」参照

第3節 危険物等災害復旧対策

第1 公共施設の復旧事業（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第2 復旧予定時期の明示（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第3 環境への配慮（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。